

令和7（2025）年度
自己点検評価書

令和8(2026)年9月
日本映画大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	6
III. 大学が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的	8
基準 2. 内部質保証	11
基準 3. 学生	17
基準 4. 教育課程	29
基準 5. 教員・職員	41
基準 6. 経営・管理と財務	48
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	56
基準 A. 社会との連携	56
基準 B. 国際交流	61

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

日本映画大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は、前身である日本映画学校の創立者、映画監督・今村昌平（1926～2006）の建学・創設の理念を礎に、それを継承している。

本学の歴史は、昭和 50（1975）年 4 月、今村昌平が「既設のレールを走りたくない若者たち、常識の管理に甘んじたくない若者たちよ集まれ」と呼びかけて横浜駅前に開校した 2 年制の「横浜放送映画専門学院」に始まる。昭和 61（1986）年に現在の川崎市麻生区の新百合ヶ丘駅前に移り、3 年制の専門学校「日本映画学校」に改組・発展した。その後、平成 22（2010）年 10 月に大学設置認可を受け「日本映画大学」を設置、川崎市麻生区白山の新校地とあわせた 2 キャンパスを擁する 4 年制単科大学として、平成 23（2011）年 4 月に開学し、令和 6（2024）年 5 月で 13 年が経過した。「日本映画学校」は、大学設置に伴い平成 25（2013）年 3 月に閉校となったが、その建学の精神、教育理念・教育姿勢である「人間教育」は本学に脈々と引き継がれている。

建学の理念

日本映画学校は、人間の尊厳、公平、自由と個性を尊重する。

個々の人間に相対し、人間とはかくも汚濁にまみれているものか、人間とはかくもピュアなるものか、何とうさんくさいものか、何と助平なものか、何と優しいものか、何と弱々しいものか、人間とは何と滑稽なものなのかを、真剣に問い、総じて人間とは何と面白いものかを知って欲しい。

そしてこれを問う己は一体何なのかと反問して欲しい。

個々の人間観察をなし遂げる為にこの学校はある。

今村昌平が「日本映画学校」創立にあたって掲げたこの理念は、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎の正面玄関入口に銘文として、また本学公式ウェブサイトや「大学案内」に明示され、本学の学生・教職員のみならず、社会に対して広く発信している。

科学技術の急速な発展とそれにとまなう産業構造の変化により、映画・映像をめぐる環境が急激に変化しはじめたことから、令和元（2019）年に「建学の精神」を改訂、建学の理念を受け継ぎつつ、急激な変化に適応できる人材の育成に取り組む姿勢を明確に打ち出した。新しい「建学の精神」は、本学公式ウェブサイトや「学生便覧」等において明示している。

建学の精神

1975 年、今村昌平監督は「横浜放送映画専門学院」を開設した。かつては映画人の育成は撮影所が行っていた。しかし撮影所にもうその余裕はなく、映画を志す若者たちの行き場がなくなっていたのである。

今村が目指したのは映画人による実践的な映画教育だった。「既成のルールを拒否し、曠野に向かう勇気ある若者たちよ、来たれ！」という呼びかけに全国の若者たちが集まった。その後、横浜から川崎新百合ヶ丘に移り、「日本映画学校」と名を変えても、途切れなく映画界、芸能界に人材を供給してきた。それ以外の卒業生たちも、ここで学んだ映画的思考を武器に、他の分野で活躍している。

映画は伝統芸能ではない。技術革新に対応し社会変化に連動し、時代によってその形を変えていくものだ。白黒からカラー、サイレントからトーキー、フィルムからデジタル——それまでの常識が否定されたとき、映画表現は一気に拡大した。改革を怖れず、新しい技術を駆使し、人種国境文化の壁を軽々と越え、人間の営み、その愚かさと美しさを描いてきた。社会が変われば映画も変わり、映画に必要とされるものも変化していく。激動の世界に対応できる才能を育てるため、2011 年春「日本映画学校」は「日本映画大学」に生まれ変わった。未来の映画人には、これまで以上に高い技術力と広い教養、世界に通じる見識が求められるだろう。

しかし、最も大切なのは自由な精神、未踏の地に踏み込む勇気である。これからも我々は、「曠野に向かう勇気ある若者たち」の集まる場所であり続けたい。そう願っている。

どのように社会が変化しようとも、急速な技術革新が起きようとも、変化に柔軟に適応できる人材、変化を恐れず未踏の地に踏み込む勇気を持った人材の育成の礎となるのが、今村昌平が掲げた人間の尊厳、公平、自由と個性を尊重する「人間教育」の理念であり、この理念は大学となった今なお脈々と受け継がれていると確信する。

2. 大学の使命・目的

本学の建学の精神及び基本理念は、教育目的の柱として映画学部教育課程及び教育方針に展開されている。「日本映画大学設置認可申請書」基本計画書及び「日本映画大学学則」第 1 条において、その目的を以下のとおり定めている。

「日本映画大学設置認可申請書」基本計画書

①映画の制作・上映と研究・理論化の双方、両翼の両立をめざし、さらにはその融合を図ることで、新しいタイプの優れた映画人及び映像関係者の育成・輩出と、映画の持つ潜在的な可能性を目覚めさせ（掘り起こし）、及び映画学の学問体系として飛躍的進展に本学は寄与することを目的とする。さらに、その学術コミュニティー

構築の拠点たらしめとする。

- ②日本の優れた映画制作の技術・能力やその文化の伝統を尊重し、文化資源としてアーカイブ化し、ものづくりの精神を継承していく基盤整備の構築を目的とする。併せて、日本の文化・芸能・芸術に対する誇りと自信を把持し、世界に向けて発信していける（文化立国としての日本を担う）有為な人材育成を目指す。
- ③21世紀の国際社会で互いが協力・協調して平和を希求し、想像力の射程の深い共感力豊かな人材養成を目的とする。特にアジアの国と諸地域に対し、映画力（映画が具備した社会的・政治経済的・環境的なメッセージ力）を介して社会貢献し、相互の交流・連帯を促進する。

「日本映画大学学則」第1条

日本映画大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、『人間重視』の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成することを目的とする。

令和7（2025）年度に策定された第3期「日本映画大学中期目標・中期計画」では、本学の中期的な目標として「映画作りを世界に発信する日本唯一の映画大学」を掲げており、基本的な目標を以下のとおり定めている。

第3期「日本映画大学中期目標・中期計画」

○映画作りを世界に発信する日本唯一の映画大学

日本唯一の映画専門の大学として設立された伝統と蓄積を活かし、本学の特性をさらに高め、映画を通して人間と社会の多様性を知り、映像を用いて今日の社会課題に迫る独自の教育プログラムによって、創造的な知性と他者に対する柔軟な想像力を備えた映画業界の未来を担う人材の育成を推し進める。

映画専門の大学である本学は、教育研究の機能をこれまで以上に強化しながら、映画における新たな可能性を切り開くとともに、本学の映画作りを世界に向けて発信し、社会の要請に応える。社会の様々な分野に資する映画の可能性を踏まえ、大学の教育研究体制を十分に活かしながら、きめ細かな教育を推進するとともに、映画業界との交流等を通じて、学生の可能性を伸ばし、映画業界に創造的な活力をもたらす次代を担う人材を育成することを目標とする。

この「中期目標・中期計画」は、本学公式ウェブサイトにおいて公開されているほか、役員・教職員に周知されている。

3. 大学の個性・特色等

教育

科学技術の急速な発展とそれにともなう産業構造の変化により、映画・映像をめぐる環境が急激に変化しはじめたことから、令和元（2019）年度入学生から、2 年次後期から 7 コースのいずれかを選択するシステムから、2 年次前期より段階的にコースに移行する系・コース制（3 系 8 コース）を導入した。1 年次全員が同じ教育課程で映画づくりに必要な基礎知識と技術を修得することは維持しながら、段階的に専門性を深めていくことで「日本映画大学学則」第 1 条で掲げる人材養成を着実に実行していく取組みである。

系・コース制への移行による映画の創作と、映像をめぐる多様な知の体系的かつ有機的な融合は、柔軟な学事暦の運用によりもたらされる。平成 30（2018）年度に、従前より設定されていた実習と講義が同時並行していく時間割から、前期と後期の 2 学期制は維持しつつ、各期を実習期間と講義期間に分け、8 週間ごとに入れ替わる「ターム制」を導入した。1 年を 4 つのタームに分け、タームごとに授業が完結していくこの授業形態は、「学修者本位の教育の実現」を目指したものであり、単科大学の機動性を示した特色ある取組みである。

また、令和 6（2024）年度からは、「マネジメントコース」及び「VFX 特殊撮影コース」を創設して全 10 コース体制とし、映画・映像領域のすべてに人材を送り出す準備を整えている。

研究

東アジアを中心とする学術コミュニティの形成を推進するため、開学以来、アジアの 5 つの教育機関と学術交流協定を締結している。原資の一つである競争的資金（科学研究費）の獲得は、開学以来毎年採択され続けている。

また、平成 9（1997）年に、国内の映画・映像を教育課程に持つ大学により設立された「全国映画教育協議会」は、開学以来、本学が事務局としての機能を担っている。

社会連携・社会貢献

大学の設立にあたっては、川崎市より白山校地の長期賃借を受けるなど多大な協力を得て開校している。白山校地のある白山地区で活動している「一般社団法人白山まちづくり協議会」と平成 28（2016）年に「包括的連携に関する協定書」を締結し、体育館や校庭を地域住民のスポーツ活動・交流の場として開放しているほか、災害時の避難場所として備蓄倉庫を設置している。また、「白山納涼祭」や「グリーンタウン駅伝」といった地域主催の行事に本学の学生・教職員も参加し、施設開放にとどまらない協力・交流関係を構築している。

川崎市において新百合ヶ丘駅周辺は、「しんゆり・芸術のまち」「芸術・文化のまち麻生」の拠点と位置付けられている。本学は、昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部、川崎市

文化財団とともに芸術の街づくりの中核を担う役割を期待されている。

国際化

平成 29 (2017) 年に設置された「国際交流センター」が中心となって諸外国の高等教育機関との交流活動が続けている。

昭和 29 (1954) 年にフランス・カンヌで設立された映画教育の国際組織「CILECT」(国際映画テレビ学校連盟)には、平成 7 (1995) 年より正式に加盟している。世界 65 カ国、185 以上の映画教育機関が加盟するなか、日本では本学のほか 2 校(日本大学芸術学部、東京芸術大学大学院映像研究科)のみ加盟が認められている。

平成 24 (2012) 年に学術交流協定を締結した「韓国国立芸術総合学校」(K-arts)とは、平成 25 (2013) 年より、日本と韓国の学生が合同で 1 年間かけて映画制作を行うプロジェクト「日韓学生共同制作プロジェクト」を行っている。日本と韓国を相互に往来しながら映画を制作するこのプロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断していたが、令和 5 (2023) 年度より交流を再開し、これまでに 9 作品が完成している。

平成 28 (2017) 年度より外国人留学生の受入を拡大したことから、平成 29 (2018) 年に国際交流センター内に「留学生支援部門」を設置した。この組織では、留学生が 4 年間安心して修学できるよう留学ビザの更新手続き、時間外活動許可申請、奨学金申請等の支援業務を行っているほか、日本語力強化のための日本語サポートデスクや日本での就職において必須となる語学試験対策を行っている。

ガバナンス

学校法人神奈川映像学園(以下「本学園」という。)は 1 大学 1 学部 1 学科の単科大学(日本映画大学)を設置する学校法人である。強固な財務基盤を形成しにくい一方、法人と大学それぞれの機関決定が同期的に実行されることが可能なため、平成 23 (2011) 年の東日本大震災や令和 2 (2020) 年に発生した新型コロナウイルス感染症等の有事においては、授業実施方針の策定など即応的な意思決定を必要とする事態の際は強みとなることが明らかとなった。理事長が主宰し、本学園の常務の重要事項を審議する「常勤理事会」は、学長、学部長ほか、職員や外部有識者の理事が参加しており、多角的な意見が反映される組織体となっている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 50 (1975) 年 4 月	今村昌平が横浜市西区に各種学校「横浜放送映画専門学院」(2 年課程)を開校
昭和 60 (1985) 年 11 月	学校法人神奈川映像学園、及び日本映画学校(専門学校・3 年課程)映像科・俳優科、神奈川県知事より設置認可
昭和 61 (1986) 年 3 月	横浜放送映画専門学院廃止
昭和 61 (1986) 年 4 月	川崎市麻生区に新校舎(現 新百合ヶ丘キャンパス)落成
	学校法人 神奈川映像学園設置、今村昌平 理事長に就任
	日本映画学校開校、今村昌平 学校長に就任
平成 4 (1992) 年 4 月	石堂淑朗 学校長に就任
平成 8 (1996) 年 4 月	飯利忠男(佐藤忠男) 学校長に就任
平成 16 (2004) 年 11 月	飯利忠男(佐藤忠男) 学校長、理事長に就任
平成 17 (2005) 年 4 月	日本映画学校 俳優科 3 年課程から 2 年課程に変更
平成 19 (2007) 年 10 月	佐々木正路(佐々木史朗) 理事長に就任
平成 22 (2010) 年 10 月	日本映画大学 文部科学大臣より設置認可
平成 23 (2011) 年 4 月	日本映画大学開学、飯利忠男(佐藤忠男) 学長に就任
	川崎市麻生区に白山キャンパスを開設
平成 24 (2012) 年 3 月	日本映画学校 俳優科を廃止
平成 24 (2012) 年 10 月	韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結
	川崎麻生区・大学 公学協働ネットワーク協定締結
平成 25 (2013) 年 3 月	日本映画学校 映像科を廃止、これに伴い日本映画学校閉校
平成 25 (2013) 年 11 月	国立台北芸術大学と学術交流協定を締結
平成 26 (2014) 年 4 月	北京電影学院と学術交流協定を締結
平成 27 (2015) 年 4 月	インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結
平成 28 (2016) 年 7 月	一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結
平成 29 (2017) 年 3 月	昭和音楽大学と包括的連携協定を締結
平成 29 (2017) 年 4 月	今村大介(天願大介) 学長に就任
平成 29 (2017) 年 10 月	全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結
	台北メディアスクールと学術交流協定を締結
平成 30 (2018) 年 4 月	富山省吾 理事長に就任
令和 7 (2025) 年 11 月	学園創立 50 周年記念式典を開催

2. 本学の現況

・大学名

日本映画大学

・所在地

日本映画大学

新百合ヶ丘校舎 神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-16-30
 白山校舎 神奈川県川崎市麻生区白山 2-1-1

・学部構成

映画学部 映画学科

平成 30（2018）年度入学者から

演出系 演出コース、身体表現・俳優コース、ドキュメンタリーコース

技術系 撮影照明コース、録音コース、編集コース

文章系 脚本コース、文芸コース

令和 6（2024）年度入学者から

演出系 演出コース、身体表現・俳優コース、ドキュメンタリーコース

技術系 撮影照明コース、録音コース、編集コース

文章系 脚本コース、文芸コース

VFX 特殊撮影コース、マネジメントコース

令和 7（2025）年度入学者から

演出系 演出コース、身体表現・俳優コース

文章系 脚本コース、文芸コース

撮影照明コース、録音コース、編集コース、ドキュメンタリーコース、VFX 特殊撮影コース、マネジメントコース

・学生数、教員数、職員数

学生数

令和 8（2026）年 5 月 1 日現在

学部	学科	在籍学生数				
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	総数
映画学部	映画学科	129	144	98	102	468

教員数

学部	学科	専任教員数				
		教授	准教授	講師	助手	総数
映画学部	映画学科	9	12	1	3	26

職員数

正職員	嘱託	パート	総数
19	1	7	27

Ⅲ. 大学が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

今村昌平が「日本映画学校」創立にあたって掲げた「建学の理念」は、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎の正面玄関入口に銘文として、また本学公式ウェブサイトや「大学案内」に明示され、本学の学生・教職員のみならず、社会に対して広く発信している。このほか、本学公式ウェブサイトには「使命・目的及び教育目的」を掲載している。学生全員に周知するため「学生便覧」にも掲載している。

1-1-② 中期的な計画への反映

本学は平成 26（2014）年度に完成年度を迎え、令和 7（2025）年度に第 11 期、のべ 1,071 名の卒業生を輩出したところであり、毎年卒業生を対象に実施している「学生満足度調査」の結果をみる限り、満足度・充実度の高い教育活動が展開されている。しかしながら、開学以来、学修意欲や映画に関する興味等の面で学生の状況は変化し、また外国人留学生の増加に伴う修学環境の変化も進んでいる。近年、収容定員充足率は改善傾向にあるが、依然として収容定員を下回っている状態が続いている。令和 3（2021）年 5 月に、本学を巡る課題や社会情勢の変化に対応するよう、これまでの教育実績を検証しつつ、第 2 期の「日本映画大学中期目標・中期計画」を策定し、改訂を行い、令和 7 年（2025）年度末に最終評価を行った。計画期間を通じて各施策の着実な実施に努めた結果、達成又はおおむね達成し、全体として一定の成果が確認され、おおむね計画の目的を達成したものと評価できる。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーにそれぞれ反映されているが、「ディプロマ・ポリシー」を達成するための具体的な目的が「カリキュラム・ポリシー」及び「アドミッション・ポリシー」に定められている。三つのポリシーを貫いている方針は、教育目的で掲げる人間の尊厳、公平、自由と個性を尊重する「人間重視」の姿勢で

あり、この基盤となっているのが「ディプロマ・ポリシー」における「他者とともに問題解決に臨む姿勢」、「カリキュラム・ポリシー」における「チームワークの重要性」「コミュニケーション能力」、「アドミッション・ポリシー」における「他人と協力することができる」として明示されており、一貫性と整合性をもっている。映画は一人で作ることができない。「建学の精神」で掲げる「自由な精神、未踏の地に踏み込む勇氣」を持つために必要となる力が3つのポリシーに明確に反映され、他者とともに創作・表現することの重要性を繰り返し明示している。また、「建学の精神」で掲げる「未来の映画人」として求められる「これまで以上に高い技術力と広い教養、世界に通じる見識」の醸成のために、学生全員が映画制作の全体像を知り、技術を修得すると同時に、映像や文化、社会に対する知識と幅広い教養を身につけることが「ディプロマ・ポリシー」及び「カリキュラム・ポリシー」で明示されている。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織は、「日本映画大学学則」第1条に定める目的を達成するため、映画学部映画学科を設置している。教員は、実際に映画制作に関わる実務教員（創作系）と、映画や映像に関わる様々な学問領域を専門とする研究教員で構成され、バランスよく配置されている。

1-1-⑤ 変化への対応

本学園は創設以来の一貫した「人間重視」の姿勢を継承しながら、時代の変化に対応した使命・目的について、5年ごとに策定される「中期計画」において検証している。この「中期計画」は、本学公式ウェブサイトで公開しているほか、理事会、常勤理事会、評議員会、教授会、部課長会議において定期的な点検を行っている。

科学技術の急速な発展とそれにとまなう産業構造の変化は、映画や映像をめぐる環境も例外ではなく、デジタル化はもとより、映画館での視聴から配信による個人的な視聴、さらには上映プラットフォームのグローバル化など急激に変化している。誰もが日常的に映像を生産し消費する現在において、映像と人間との関係を改めて思考し、人類の文化に資する映像の活用方法を探究することがかつてなく求められている。そのため、映画の新たな可能性を見極め、既存の映画技術との融合を目指して、令和6（2024）年度より VFX 特殊撮影コース、マネジメントコースを新設した。世界言語である映画の新たな可能性を、映画的思考を武器に、建学の精神に掲げる「自由な精神、未踏の地に踏み込む勇氣」を持った人材を養成するため、映画のすべてが学べる大学としての姿勢を内外に示していく。

[基準1の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

日本で唯一の映画専門の大学である本学の個性・特色をより一層明確に使命・目的及び教育目的に反映するとともに、使命・目的及び教育目的は中期目標・中期計画及び3つのポリシーに反映され、本学公式ウェブサイトなど様々な機会を活用しながら内外への周知に積極的に取り組んでいる。社会情勢の変化に対応して、常に「建学の理念」「建

学の精神」に立ち返りながら、使命・目的及び教育目的を明確に定めてきた。教育目的と三つのポリシーの検証を継続して行っていく中で、本学の使命・目的に沿った人材を育成するための教育体制が構築されている。映画・映像をとりまく環境が大きく変化を遂げるなか、建学の精神で掲げる「映画的思考」を武器に、本学は社会や映画・映像分野を支える高い専門性を持った人材を送り出す高等教育機関でありつづけなければならない。これらの取組みにより、映画・映像業界の要請に的確にこたえ、社会からひろく評価、支持、信頼される大学としての努力を継続していく。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学園は、令和 7 (2025) 年に建学 50 年の節目を迎えた。本学園にかかわるすべての構成員が「建学の精神」への理解をさらに深めるとともに、ひろく社会からの理解と信頼を得られるよう、伝わりやすい文言の具体化を検討していく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

平成 30 (2018) 年度入学生から新カリキュラムの運用を開始し、令和 3 (2021) 年度に新カリキュラムの完成年度を迎えたが、映画・映像業界のデジタル化、アジア諸国の映画大学との交流の進展、急速に変化する社会情勢や教育環境等、本学を取り巻く環境の変化は著しく早い。令和 3 (2021) 年度に第 2 期「日本映画大学中期目標・中期計画」を策定し、令和 7 (2025) 年度に最終評価を行い、個別施策において更なる改善が求められる事項もあり、次期中期目標・中期計画において継続的に対応していく。令和 5 (2023) 年度に「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」の点検を行い、本学の使命・目的及び教育目的と三つのポリシーへの反映が具体的かつ明確になり、令和 7 (2025) 年度からスタートした 2 つのコースのカリキュラムの具体化に効果的な機能を果たしている。映画のすべてが学べる大学として社会の動向やニーズに合わせて教育目的と三つのポリシーの検証を継続して行っていく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

全学的な方針の明示

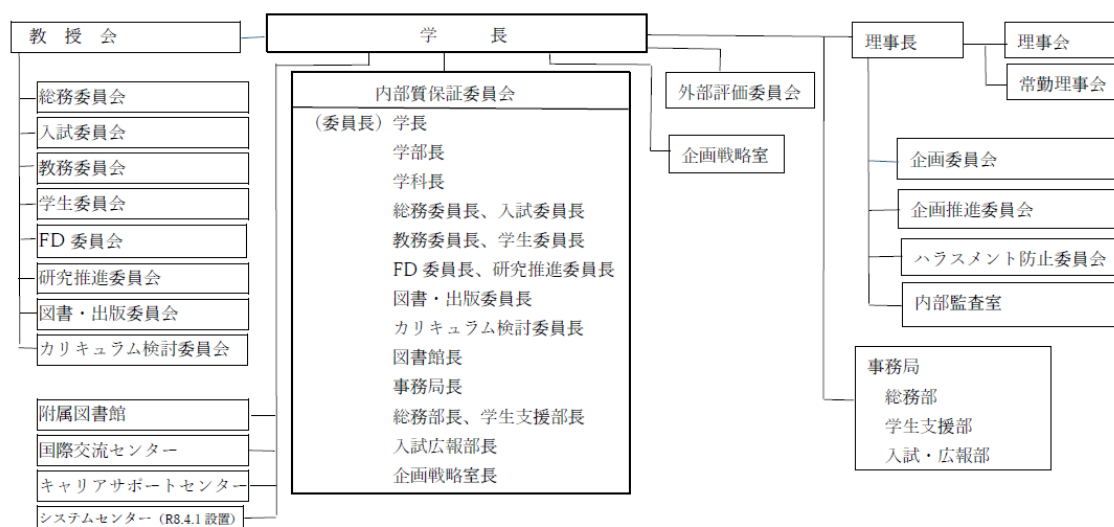
本学では「日本映画大学学則」第 2 条において「本学の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について、自らが点検及び評価を行う」と定め、これに基づき、日本映画大学の教育研究、管理運営等に関する自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上に向けた取組みを継続的に行うことにより、建学の精神を実践し、教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実を図り、自らの責任でその質を保証することについて、「日本映画大学内部質保証規程」（以下「内部質保証規程」という。）を定め、大学全体の質保証と教育の質保証の双方にわたって、自主的、自律的な内部質保証を実施する体制を整備している。

「内部質保証規程」第 7 条において「自己点検・評価の結果を踏まえて必要な改善に努め、教育研究活動の向上を図り、教育研究環境の整備充実を期し、大学の管理運営の改善に資するように努めなければならない」と定めている。この内部質保証に関する方針のもとで、自己点検・評価活動に全学的に取り組んでいる。また、第 2 条では、「本学の教育研究、管理運営等に関する自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上に向けた取組みを継続的に行うことにより、建学の精神を実践し、教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実を図り、自らの責任でその質を保証する」と自己点検・評価の目的を明確に定めている。

内部質保証のための組織体制の整備と責任体制

内部質保証のための組織体制については、内部質保証規程において、本学の内部質保証システムについて明文化している。自己点検・評価を実施するための恒常的な組織として「内部質保証委員会」を設置しており、内部質保証のための中心組織と位置付けている。委員は、委員長を学長とし、学部長、学科長、図書館長、各附属センターのセンター長、教授会各委員会の委員長のほか、事務局の各部長で構成されている。委員を教育研究及び管理運営の各部門の責任者で構成するとともに、自己点検・評価の結果は委員会が取りまとめた上で学長に提出し、学長が最終的に取りまとめ理事長に報告することとしており、理事長、学長、学部長がそれぞれの役割を明確にした責任体制を構築している。内部質保証の PDCA サイクルを機能させ客観性を担保するための組織として「内部質保証委員会」及び「外部評価委員会」を置いており、それぞれの委員会が役割を果たすことにより学長のもとで全学的に質保証に取り組む体制を構築している。

日本映画大学 内部質保証体制



2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学における内部質保証のための自己点検・評価は、内部質保証規程に基づき、「公益財団法人日本高等教育評価機構」が実施する大学機関別認証評価の評価基準に準拠した方法で毎年度定期的の実施している。自己点検・評価については改善・向上方策（将来計画）も含めて取り組んでおり、点検・評価結果を次年度の諸施策の計画や見直し等に活用している。自己点検・評価の結果は「自己点検評価書」として取りまとめ、教授会、部課長会及び理事会に報告して大学全体で共有するとともに、附属図書館で閲覧に供するとともに本学ウェブサイトに掲載している。なお、令和 5（2023）年度には、日本高等教育評価機構が実施する大学機関別認証評価を受審し、「同機構が定める大学評価基準に適合していると認定する」との評価結果を得ている。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の教育に関する情報の調査・収集・分析は、FD 委員会と企画戦略室が担っている。FD 委員会では、原則全ての開講科目を対象とした「学生授業アンケート調査」、3・4 年生を対象とする「学生ヒアリング」を実施し、調査結果を分析し、授業改善に役立っている。企画戦略室では、各年度卒業生を対象とする「学生満足度調査」、全学生を対

象とする「学修状況実態・行動調査」を実施し、調査分析結果を FD 委員会に報告し検証している。これら調査の分析結果は、FD 委員会から教授会に報告され、教員に共有されるほか、附属図書館で閲覧に供するとともに大学公式ウェブサイトで公表しており、教育の改善・向上の取組みに役立てている。

2-3. 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の意見・要望をくみ上げるシステムの整備

学生の学修支援、学生生活、学修環境など、学生からの意見・要望を把握するものとして、FD 委員会が行っている開講授業科目を対象とした「学生授業アンケート調査」と、3・4 年生の各コースの代表学生から FD 委員が座談会形式で直接意見を聴く「学生ヒアリング」がある。この調査は学修支援や学修環境についての意見・要望を把握するために行われており、「学生授業アンケート調査」は授業科目単位の量的調査、「学生ヒアリング」は学生単位の質的調査となっている。企画戦略室が行っている調査としては、卒業年次生が卒業式当日に回答する「学生満足度調査」、全学生を対象とする「学修状況実態・行動調査」及び学びや教育の質を学生自身が評価する文部科学省の「全国学生調査」があり、これらは学生生活や学修環境について学生の意見を把握する量的調査である。令和 6 年度「全国学生調査」において肯定的な回答の割合が高かったポジティブリスト（教育、スポーツ、芸術、家政）に、本学は質問項目 27 項目中 17 項目に名を連ね、かつ、12 項目は上位 3 位以内に入るなど突出しており、本学には入学後一人一人を支える体制が十分整っている。

分析結果に基づく教育研究や大学運営への反映

これら調査から得られた分析結果や意見・要望は、各委員会で分析・検証がなされ、改善方針をふまえ教授会に報告されている。教授会には、学長、学部長、学科長、委員会の長が構成員として含まれているほか、理事長及び常勤理事も陪席しているため、分析結果の内容に応じて、例えば予算措置を伴う事項であれば常勤理事会、ハラスメントに関する事項であればハラスメント防止委員会、カリキュラムに関する事項であれば教務委員会又はカリキュラム検討委員会に付議され、改善策について討議が行われており、分析結果を教育研究や大学運営に反映させる体制が整備されている。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者の意見・要望を把握するために、内部質保証委員会により取りまとめられ、理事長に提出された「自己点検評価書」は、理事長より学外関係者で構成される「白山まちづくり協議会」に報告がなされ、自己点検・評価に対する意見を求めてきた。同協議会は、本学が川崎市麻生区白山の旧白山小学校跡地に新たなキャンパス（白山キャンパス）を設置する際、川崎市や地域住民との調整、関係構築に尽力したほか、本学学生と地域住民との交流にあたって積極的な役割を担うなど、開学以来、地域のステークホルダーとして欠くことできない存在となっている。

さらに、内部質保証をさらに推進するため、令和 8（2026）年度より、白山まちづくり協議会の外部評価を継承、発展させた「外部評価委員会」を開設し、年 2 回程度開催することとしている。多様な経験に基づく優れた見識と実績を有する学外の有識者で構成され、本学の教育研究及び大学運営に対する意見を伺い、その結果は内部質保証委員会、理事会、部課長会にフィードバックされ内部質保証のための PDCA サイクルの改善に活用される。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした内部質保証と結果の反映

本学では、三つのポリシーを念頭に置いた自己点検・評価活動を行っている。自己点検・評価の結果や各種調査結果等を踏まえ、入試委員会、教務委員会、学生委員会、FD 委員会等の委員会において、入学者選抜方法の見直し、カリキュラムの見直し、シラバスの作成方法の見直し、カリキュラムマップの策定などを行い、教授会に報告することで大学全体の教育の改善・向上に努めている。

内部質保証実施にあたっての恒常的な中心組織は、「内部質保証委員会」である。同委員会は、教育研究及び管理運営の各部門の責任者で構成されているため、実効性のある自己点検・評価の実施が可能であり、内部質保証のための組織体制は整備されている。さらに、同委員会の自己点検・評価の結果を踏まえて、「内部質保証規程」第 6 条において本学の構成員は「必要な改善に努め、教育研究活動の向上を図り、教育研究環境の整備充実を期し、大学の管理運営の改善に資するように努めなければならない」と定めており、教育の改善・向上に資する PDCA サイクルは構築されている。自己点検・評価の結果は、教授会や常勤理事会に報告され大学全体で共有し、改善が必要と認められる事項については関係委員会等において改善策を検討・実施するなど、教育の改善・向上に努めている。また、自己点検評価書については、新たに設置された学外参画者からなる「外部評価委員会」において検証され、より効果的な「点検・評価」活動を行うために意見を伺い、教育の改善・向上に反映される。このような取組みにより内部質保証を実施する仕組みが機能している。

中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組み

自己点検・評価及び認証評価等の結果を踏まえ、5 年ごとに中期目標・中期計画を策

定している。内部質保証に係る大学全体の PDCA は、毎年度の自己点検・評価等及び中期目標・中期計画の中間進捗確認（概ね 3 年度目）を基に定期的に検証され、最終年度の令和 7 年（2025）年度末に最終評価を行う大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みは確立している。今後もこれらの仕組みを活用して、更なる教育の改善・向上及び大学運営の改善を図っていくとともに、PDCA サイクルに基づく内部質保証の機能性の確保、中期目標・中期計画と自己点検・評価の整合に取り組んでいく。

自己点検・評価結果等の公表・説明と学外関係者等による理解・支持

「自己点検評価書」「大学機関別認証評価報告書」「評価結果に対する改善報告書」は大学公式ウェブサイトに掲載している。「自己点検評価書」は、附属図書館で閲覧に供するとともに、「白山まちづくり協議会」に毎年度説明・報告を行い意見を求めてきた。令和 6 年度の自己点検評価書に対する評価については、白山まちづくり協議会を核とする外部評価委員会に説明・報告を行い、意見を求めた。これらの取り組みにより、本学における自己点検・評価に基づく内部質保証に対して理解・支持が得られるよう努めている。

[基準 2 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和 3（2021）年 5 月に策定した「日本映画大学中期目標・中期計画（2021 年度～2025 年度）」は、自己点検・評価の結果や認証評価の結果を踏まえ、最重要課題として「入学者確保に関する目標」を掲げ目標達成に向けた取組みを実施してきた。令和 7（2025）年度の入学生は 141 人で、入学定員 125 人における充足率は 112.8%、学生数 450 人（定員 500 人）における充足率は 90.0%となっており、大幅に定員充足の状況は改善された。今後も、入学者選抜制度の見直し、広報活動の強化、教育課程の充実などの改善の取組みを継続していく。また、第 2 期の「日本映画大学中期目標・中期計画」の中間進捗確認（概ね 3 年度目）を行い、計画期間を通じて各施策の着実な実施に努めた結果、最終評価においては、達成又はおおむね達成し、全体として一定の成果が確認され、おおむね計画の目的を達成することができた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教職協働体制により自己点検・評価を実施していることから、自己点検・評価の結果を踏まえた改善・向上方策に係る取組みの実施も円滑に行われる環境が整っている。教職員がこれまで以上の共通理解をもって内部質保証のための取組みを実施し、また教育研究の質が適切な水準にあることを自らの責任において保証するため、「日本映画大学内部質保証規程」を制定し、自主・自律を基盤とした内部質保証システムの機能的有効性の向上を図っていく。

「自己点検評価書」は、「公益財団法人日本高等教育評価機構」が実施する大学機関別認証評価の評価基準に準拠した「自己点検評価書」となっているが、外部関係者からの意見として、専門用語が多く一般にはわかりにくい記述が多く、また分量も多いため、一般にもわかりやすい簡潔な表記に努めるよう意見が出されていることから、簡潔かつ平易な内容の評価書の作成に努めていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

FD 委員会や企画戦略室で実施している各種調査と分析を継続して行うとともに、各種調査で得られた結果の分析精度を高め、他に必要となる調査・データの収集と分析を積極的に活用して、問題点の抽出や課題の設定につなげ、有効活用を図るなど自主的・自律的な自己点検・評価をより一層充実させ、内部質保証の取組みを推進していく。

教職協働体制により自己点検・評価を実施していることから、自己点検・評価の結果を踏まえた改善・向上方策に係る取組みの実施も円滑に行われる環境が整っている。それぞれの教職員がこれまで以上の共通理解をもって内部質保証のための取組みが実施できるよう推進していく。また、本学の内部質保証の体制及び取組みについて、社会一般からひろく理解と支持が得られるよう簡潔でわかりやすい表記に努めるとともに、丁寧な説明を続けていく。今後も、学外関係者による意見・要望を踏まえ、教育内容の充実に資する取組を推進していく。

令和6年度「全国学生調査」ポジティブリスト（教育、スポーツ、芸術、家政）において、本学は質問項目27項目中17項目に名を連らね、本学には入学後一人一人を支える体制が十分整っており、今後もさらに学生の声を教育改善に生かし、学生一人一人が大きく成長できるように各種取組みを進めていく。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

「ディプロマ・ポリシー」に対応した「アドミッション・ポリシー」を策定し、本学が望む学生像を明確に示している。

アドミッション・ポリシー

日本映画大学は以下のような学生を求めています。

- 1) 美醜や善悪及び人間の欲望全般に強い関心を持っている。
- 2) 映画や小説をはじめ芸術・芸能が好きである。
- 3) 他人と協力することができる。

アドミッション・ポリシーは、大学案内、学生募集要項、大学公式ウェブサイトに掲載している。本学に入学を希望する高校生や外国人留学生だけでなく、保護者や高校教員等の関係者に対しても直接丁寧に説明することを重視している。また、高校進路指導部との面談時や出前授業、高校内ガイダンス、進学相談会等を実施する際には、本学教員及び入試・広報担当者が、本学の教育方針やアドミッション・ポリシーを丁寧に説明している。学内で実施するオープンキャンパスでは、教職員による大学案内、入学者選抜の説明、個別相談の機会等を利用して教育内容やポリシーを説明し、本学の方針・特長を深く理解した上で受験するよう十分な周知を行っている。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の方法として、本学に最も適している選抜方法は個別面接である。個別面接では、本学を志望する理由、人間や社会事象に対する関心、映画をはじめとする芸術・芸能への関心、協働作業の経験などについて面接官（教員）が直接質問することで、アドミッション・ポリシーへの理解と入学後の適応性について確認している。また受験生は、教員と直接対話することで本学での学びのイメージをつかむことができるため、ミスマッチによる休学・退学を防ぐ有益な機会となっている。そのため、可能な限り個別面接に重点を置いた入学者選抜を実施している。一方で、面接の形式を得意としない受験生や、面接では測れない思考や学力を持った受

験生もいるため、多角的な入学者選抜方式を提供することで個性豊かな学生を獲得することもアドミッション・ポリシーに沿うものであることから、個別面接以外の入学者選抜方式も採用している。事前提出の大学入学希望理由書は、面接における質問の内容および最終的な合否判定で評価が分かれた場合などに、参考として用いている。

令和 7（2025）年度実施入学者選抜の内容

総合型選抜 〔映像表現、 文章表現、身 体表現〕	・総合型選抜は、事前提出の大学入学希望理由書と個別面接（①熱意、②映画、③表現力、④理解力、⑤一般知識の 5 つの基準）により選考した。 ・映像表現は、映像制作に興味を持つ受験生を対象とし、事前提出の映像作品を参考資料として個別面接により選考した。 ・文章表現は、小説や脚本（シナリオ）などの文章表現に興味を持つ受験生を対象とし、事前提出のキャラクターメイキングを参考資料として個別面接により選考した。 ・身体表現は、演劇やダンスなどの身体表現に興味を持つ受験生を対象とし、当日実施する身体表現体験講座でのパフォーマンスや取り組み姿勢を参考に個別面接により選考した。 ・8 月に実施する高校生のためのワークショップは、総合型選抜〔映像表現／文章表現／身体表現〕に向けた事前提出作品や課題演技についてアドバイスが受けられる機会となっている。
総合型選抜 〔リベロ〕	・受験生が自ら選んだ映画作品について自由に意見を述べるリベロは、①個別面接（対面／オンライン）、②小論文のいずれかにより選考を行い、計 8 回実施した。
学校推薦型 選抜 〔公募制、指 定校〕	・高校からの推薦と調査書をもとに、事前提出の大学入学希望理由書と個別面接（①熱意、②映画、③表現力、④理解力、⑤一般知識の 5 つの基準）により選考した。指定校は、取り決めを交わした高校に在学する受験生が対象となる。
社会人選抜 ／編入学選 抜	・小論文と個別面接（①熱意、②映画、③表現力、④理解力、⑤一般知識の 5 つの基準）により選考した。小論文は、自分で選んだ新聞記事をもとに、選んだ記事のテーマや記事の背景について、自分と社会とのかかわりを考察しながら論述する。
外国人留 学 生選抜	・日本語試験（読む、聴く、書くの 3 能力）及び個別面接により選考を行い、計 3 回実施した。日本語能力試験（JLPT）N2 合格相当以上、または日本留学試験（EJU）220 点以上が受験資格となる。 ・個別面接では、①熱意、②映画、③表現力、④理解力、⑤一般知識の 5 つの基準により選考した。
一般選抜 〔A 日程〕	・事前提出の大学入学希望理由書と筆記試験（国語（現代の国語、言語文化）、英語（英語コミュニケーション I・II））により選考した。

	成績上位者（10 名以内）に対して初年次授業料が減免される減免制度を実施した。
一般選抜 〔B 日程〕	・事前提出の大学入学希望理由書と小論文及び個別面接（①熱意、②映画、③表現力、④理解力、⑤一般知識の 5 つの基準）により選考した。小論文は、試験場で与えられた課題文と設問について、自分の考えを論述する。
一般選抜 〔C 日程〕	・事前提出の大学入学希望理由書と小論文により選考した。小論文は、試験場で上映される映画を鑑賞後、与えられた設問に沿って自分の考えを論述する。

適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法による実施と検証

入学者選抜の実施にあたっては、入試委員会において、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜の実施区分、回数、方法等を検証し、在学生の履修状況や高校生の動向を考慮しながら選抜方法を決定し、教授会において承認している。合否判定は、個別面接の場合は 2 名の教員によって面接が行われ、面接員による評価と所感をふまえたうえで判定委員会において合否判定の審議を行い、教授会（判定教授会）の意見を聴いて学長が合否を決定している。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

映画学部の入学定員は 125 名である。令和 8（2026）年度は、入学者 126 名（入学定員充足率 100%）のうち、外国人留学生以外が 88 名、外国人留学生が 38 名である。入学者数は定員とほぼ一致している。大学全体の収容定員 500 名に対し学生数が 468 名であり収容定員は未充足（93.6%）となっている。令和 5（2023）年度以降、入学定員充足率は 9 割を超える状態が続いており、適切な学生受入れ数を維持している。

なお、過去 5 年間の入学者数の状況は次表のとおりである（小数第 3 位四捨五入）。

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
入学定員	125 名	125 名	125 名	125 名	125 名
入学者数	101 名	121 名	114 名	141 名	126 名
定員充足率	81%	97%	91%	113%	100%

3-2. 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教育課程についての諸課題を扱う「教務委員会」と、学生についての諸課題を扱う「学生委員会」では、授業現場からの意見を取りまとめ、学修支援にかかわる方針や実施計画及び体制についての検討を行っている。両委員会は教員と学生支援部職員によって構成されており、教職員の協働体制が整備されている。

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

SA 制度

本学は学部生のみであるため、専門的な知識と技術を身につけた 3・4 年次生を SA (Student Assistant) として授業補助、授業支援に活用する制度を設け、「教務委員会」において運用している。SA は学生にとって身近なロールモデルであり、また後輩に教えることが SA 自身の知識と技術の復習に大いに役立つことから、特に映画制作にかかわる演習科目において積極的に活用されている。

オフィスアワー制度

本学では、従来、教員ごとにオフィスアワーの時間帯を設定して学生に周知するほか、設定時間以外にも学生が希望する教員に直接メールでアポイントをとって相談できる体制をとってきたが、実際は後者の方法が選ばれることが多く、また、教員が近距離にある二校舎を頻繁に行き来することもあり、あらかじめ時間帯を設定する方法は形骸化していた。そのため、学生と教員があらかじめ個別に時間を定める方法に統一した。学生には教員のメールアドレスを公開しており、どの教員にも個別に相談できることを周知している。本学は小規模単科大学であるため、教員と学生との距離が極めて近く、日常的にコミュニケーションをとることのできる環境にある。このような利点を活かすため、必要に応じて随時相談できる体制が有効であると考えている。1 年次生は担任教員、2～3 年次生はコース担当教員、4 年次生は卒業制作を指導する教員との関係が特に密接であり、相談体制は円滑に機能している。

障がいのある学生等への合理的配慮

障がいのある学生に対して個別に支援する体制として、「配慮願」の書式を整備し、学生支援部において運用している。学生又は保護者から相談を受けた後、学生委員長（教員）及び学生支援部職員が当該学生と面談を行い、ヒアリングを経て「配慮願」を提出させる。学生委員会において具体的な支援の方策を決定した後、授業担当教員に文書等によって通知し、支援を行っている。支援開始後も定期的に支援内容や修学状況について確認を行い、個々の事情に応じた適切な支援となるよう努めている。また、入学前に不安を抱えている新入生に対しては、このような制度があることをあらかじめ伝えることで、入学後の大学生活が不安なく送れるよう支援している。

中途退学者、休学者及び留年者への対応

出席状況がよくない、休学や中途退学、留年等の可能性がある学生に対しては、個々の状態に応じて学生支援部が情報を収集し、担当教員等と情報を共有している。教職員

が問題解決への助言を行うことで、修学状況の改善と中途退学や留年の予防に努めている。クラス担任やコース担当教員と学年やコースごとに担当する学生支援部職員が連携し、学生一人ひとりの状況を把握する体制を構築している。

精神的な理由で修学が困難となっている学生に関しては、教員・職員に加え、学生相談室のカウンセラーが連携し、問題解決に取り組んでいる。また、経済的理由で修学が困難となっている学生への対応策としては、学生支援部と総務部が連携して学費の延納・分納制度の利用及び柔軟な納付期限の設定を行っているほか、学内外の各種奨学金・授業料減免制度や高等教育の修学支援新制度の利用を促すことで、経済的な理由で修学を断念することがないよう支援を行っている。

また、卒業要件不足で卒業延期（留年）となる可能性を早期に発見し、適切な履修指導を行うため教務委員会で修学状況が定期的に報告されるとともに、学生支援部と情報が共有されている。4年間で卒業が不可能となった学生及びその可能性の高い学生に対しては、コース担当教員と学生支援部職員が面談し、状況の確認と今後の修学計画についての助言を行っている。あわせて保証人宛に文書で状況を説明し、保証人の希望があれば相談に応じる旨を伝えている。

留学生への学修支援

国際交流センター内に留学生支援部門を設置している。令和7（2025）年度は、留学生支援を専門とする教員2名と担当職員2名により運営されている。留学生への支援体制を強化するため、留学生のライティングセンター「日本語／ことばサポートデスク」を設置し、教員2名により日本語力の向上のためのサポートを行っている。さらに、学生相談室においても中国語での応談が可能となっている。

3-3. キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、学生個々の進路を明確に意識した上で教育課程に参加させるために、1年次に基礎を学んだ上で、自身の希望で2年次より専門に学ぶコースを選択するカリキュラムが組まれている。そのため、自分の将来を展望しながら自らに必要な専門性を学生自身の意思で選択している。その上で、さらに能動的な職業選択を行えるように専門に関わる業界への理解を強化し、社会・職業への円滑な移行に必要な能力を育成する目的として、3年次教養科目に「キャリア・サポート」を設置している。当該科目は、「キャリアサポートセンター」と連携し、学生が卒業後自らの素質を向上させ、社会的及び職

業的自立を図り、総合的な映画実践能力を養うために、積極的に学外との接点をもつことを目的としている。そのため映画界のエキスパートを撮影所・制作プロダクションなどから講師として招聘するほか、本学卒業生が各部門で活動する様を聴講し、質疑応答できるカリキュラムを整備している。加えて科目授業の締め括りとして、実際の就職活動に役立つガイダンスを専門資格を有する外部講師から学んでいる。

なお、映画制作現場からの本学学生への高い期待の表れとして、インターンシップ制度活用による現場参加への要望が多く制作プロダクションから寄せられている。これに対しては教育課程外の取り組みであるため、キャリア・サポートセンターが担当となって内容や時期・条件などを総合的に勘案し、コース担当専任教員と共に選択した後に学生へ推奨している。

3-3-② キャリア支援体制の整備

卒業後の進路に対する相談・助言体制の整備と運営

「日本映画大学キャリアサポートセンター規程」に基づき、新百合ヶ丘校舎に「キャリアサポートセンター」を設置している。センターは、センター長（理事長）、専任教員5名、職員1名で構成されている。このほか、国家資格を有しているキャリアカウンセラー2名（非常勤）が所属している。

センターでは、フリーランスやパラレルワーカー、副業人材などが増え、働き方が多様化し、就職活動時期や方法が大きく変化するなか、変化に応じて柔軟に学生が自身の進路を考え、変えていく力としてキャリア・アダプタビリティの「不確実性への耐性」を主軸とした支援を行っている。そのため、3年次の全学生を対象とする進路アンケート調査に加えて、学生の専門や志望に沿う形で、一人ひとりの選択基準としての勤労観、職業観の確認と当事者意識を促すため、コース担当教員とセンター担当職員による進路面談を全学生と行っている。

学内ポータルサイト「求人検索 NAVI」を活用し、大学求人検索、インターン求人検索の他、本学の専門分野に関連する企業情報の掲載や、卒業生の採用情報実績など、就職活動に関する最新の情報を提供している。

外国人留学生については、国際交流センター留学生支援部門と連携し、日本国内での就職・進学・起業に向けたガイダンスを実施し、取り組まなければならない項目や必要とされる日本語能力、在留資格取得のための準備と対策について意識喚起を促している。特に、日本での就労の幅を広げるためには日本語能力の向上が必須であるため、日本語能力資格の取得を促すとともに、留学生以外の学生と同様、「求人検索 NAVI」による定期的な就職情報の提供、キャリアカウンセリングや個別進路面談に基づくフォローアップ等の支援を行っている。また、卒業後も就職活動が継続できるよう「在留資格変更に関するガイダンス」を行い、日本での就職に結びつくための支援体制が整備されている。

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための組織

学生生活全般に関わる学生支援サービスは、総合窓口である学生支援部が担っている。また、学生委員会は、教員だけでなく学生支援部長が構成員として参画し、教職員による協働体制が構築されている。学生委員会では、学生生活全般に関わる案件について情報を共有し、討議・審議を行い、厚生補導のための適切な対応を行っている。

健康相談、心理的支援、生活相談等

1 年次生は、1 クラス 24 人（令和 7（2025）年度）に対して 1 人の教員を配するクラス担任制としており、定期的に個人面談やホームルームを行うなど、大学生活に不慣れな初年次生の個別相談に応じる体制が整備されている。2、3 年次生については、系・コースの担当教員が個別の相談に応じている。また、「オフィスアワー制度」により、教員が希望する学生の相談に応じる体制も整備されている。

長期授業欠席等、修学状況が懸念される学生については、クラス担任、系・コース担当教員、学生委員長と学生支援部長、学生支援部職員が連携し、随時学生や保護者に連絡し、状況の改善に向けた助言を行っている。

心理的支援については、白山校舎と新百合ヶ丘校舎に「学生相談室」を整備（各校舎隔週で週 2 日開室）し、支援の充実を図っている。外国人留学生の心理的支援を充実させるため、外国語（英語、中国語）での対応が可能なカウンセラーを配置し、運用している。予約は専用予約サイトからいつでも可能となっているため、学生の利便性が高いものとなっている。心理的支援を必要とする学生については、クラス担任、系・コースの担当教員をはじめとする教員と学生支援部職員が連携して状況を把握し、必要に応じて学生相談室の利用を促している。また、教員が担当する学生への適切な対応方法についてカウンセラーに相談するなど、教員・職員・カウンセラー三者の協働体制が構築されている。

外国人留学生に対しては、国際交流センター・留学生支援部門の担当教職員が日本での生活、修学、語学力の向上等について支援を行い、クラス担任や系・コース担当教員と情報を共有して一人一人に目が届く体制を整備している。

ハラスメント防止

映画・映像業界、芸能界におけるハラスメントが社会から注目を集めるなか、多くの学生が卒業後にその道に進むこともあり、教職員を対象としたハラスメント防止対策を強化している。年に 1～2 回、研修会やアンケート調査などを実施してきたが、令和 7（2025）年度は、11 月に実施した「大学内でのハラスメントに関する学生アンケート」の調査結果をもとにした研修会を実施し、20 人が参加した。ハラスメント防止委員による分析報告をもとに活発な意見交換がなされ、ハラスメント防止の意義と重要性の理解

を深めた。ハラスメント防止委員長は学生委員長が兼務していることもあり、教職員・学生双方のハラスメント防止体制の一層の充実を図っていく。

課外活動支援

学生自治組織である「日本映画大学学友会」は、学生交流のイベントを行っている。

学生が課外で自主的に映画制作に取り組む自主制作活動においては、機材（撮影・照明・録音）の貸出、教室の使用許可、ロケ先の借用申請などの支援を行っている。機材の貸出については、「機材ライセンス講習会」を実施している。これらの支援は、学生委員会と学生支援部において実施している。

経済的支援

本学独自の奨学金・授業料減免制度は 7 制度（今村昌平記念奨学金、学業成績優秀者に対する授業料減免、修学支援奨学金、自宅外通学支援奨学金、社会人学生奨学金、私費外国人留学生授業料減免、入学者選抜の成績優秀者に対する授業料減免）が用意されており、すべて給付型となっている。学生支援部では、学内外の奨学金の紹介と申請支援を行っており、申請書作成、作文の添削等のサポートを行っている。外国人留学生を対象とした外部奨学金については、情報提供はもとより「日本語／ことばサポートデスク」によるきめ細かい支援を実施している。

国による「高等教育の修学支援新制度」において、本学は「機関要件対象校」として認定され、令和 7（2025）年度はのべ 55 名が支援を受けている。経済的理由により修学を断念することがないように、本制度の周知を行っている。

3-5. 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-② 図書館の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学の校舎は新百合ヶ丘校舎と白山校舎があり、両校舎合わせた校地面積は 18,502.49 m²、校舎面積は 7,740.65 m²であり、いずれも大学設置基準上必要とされる基準を満たしている。新百合ヶ丘校舎は、小田急線新百合ヶ丘駅北口から徒歩 1 分程の場所に位置し、映画制作に必要な充実したポストプロダクション設備を整備している。白山校舎は、小田急線新百合ヶ丘駅からバスで 10 分程の場所に位置する。平成 22（2010）年 12 月に竣工（旧川崎市立白山小学校校舎を改修）した校舎は、明るく開放感があり、学習に適した空間を提供している。白山校舎のある白山キャンパスには、体育館と運動

場、撮影専用スタジオ「今村昌平記念スタジオ」が整備され、教育活動に有効に活用されている。

新百合ヶ丘校舎、白山校舎ともに築 40 年を超し施設設備も老朽化が進んでいる。適切に維持保全し、計画的な修繕工事を実施していくため、建物の状態、使用状況、老朽化の進行度、安全性等を総合的に勘案し、第 3 期中期目標期間（令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度まで）における施設設備計画を定め、維持保全や改修の優先順位を定め、施設設備の整備に取り組んでいく。

今村昌平記念スタジオ

「今村昌平記念スタジオ」は、東宝のスタジオで培われてきたスタジオ建設のノウハウが生かされた撮影スタジオとなっている。撮影スタジオ内には、電動昇降式の照明パトンのほか、グリーンバックや Horizont などの撮影環境への対応、毎時 50 ミリの人工降雨対応の排水溝、映画美術監督の監修によるロケセットを備えるなど、プロユースの設備を備えている。実際の撮影現場でも十分利用できる本格的な施設での学びは、学生の学修意欲の向上に大きく寄与する象徴的な施設となっている。

ポストプロダクション設備

撮影後の技術的仕上げ作業を行う「ポストプロダクション設備」を新百合ヶ丘校舎に整備しており、令和 6（2024）年度にはダビングステージのメインコンソールの整備も行い、大きなスクリーンを見ながら映画の音づくりと録音を行う「ダビングスタジオ」、主に音の編集作業を行う「ワークルーム」、撮影後の映像に後から声を入れていく作業、ナレーション、アフレコ、効果音など様々な録音の用途に対応する「アフレコ・フォーリースタジオ」、フィルムで撮影した映像をデータ化し、記憶装置に取り込んでから PC で編集作業を行う「ノンリニア編集室」、デジタルでの映像作品の色・明るさ等の最終調整を行う「グレーディングルーム」が充実している。4 階の大教室は、35 ミリ／16 ミリ・フィルム映写機に加え、4K・DLP レーザーシネマプロジェクターによる DCP（デジタル・シネマ・パッケージ）の映写及びドルビーデジタル・5.1ch での音声再生を可能とする劇場並みの機能を持つ教室であり、令和 6（2024）年度にメインスピーカーの更新などを行い、本学の教育目的を達成するための設備が充実している。

VFX 特殊撮影の整備

Mac のシステム環境のもと、ブレンダー、アフターエフェクト、フォトショップその他、業界の今後を見通して最も使用が見込まれる合成・編成ソフトを使用し、令和 6（2024）年度にはカメラレンズなど機材一式を整備し、教育活動に有効に活用されている。

ICT 環境の整備

令和 4（2022）年度に、無線 LAN によるネットワークを整備した。新百合ヶ丘校舎及び白山校舎に Wifi6 対応のアクセスポイントを 94 箇所設置し、多人数同時接続と高速インターネット通信が校舎内のどこにいても可能となった。新型コロナウイルス感染拡大による影響下においてもほぼ対面で授業を行ってきたが、教室収容定員の引き下げ

や配信映像の利活用、学生の通信料金の負担軽減など、高速無線通信が教育機器としてもはや不可欠な時代となったことから、ネットワークの敷設を優先的に行った。また、令和 7（2025）年には、windows10 から 11 への PC 更新を実施した。

3-5-② 図書館の有効活用

本学附属図書館の管理・運営は、「日本映画大学附属図書館規程」「日本映画大学附属図書館利用規程」に則り適切になされている。開館時間は、平日は午前 10 時から午後 6 時まで、土曜は午後 5 時までとなっている。大学での学びに必要な映画関係の専門書を中心に幅広い図書を備えているほか、学生からの要望が多い視聴覚資料を整備しており、蔵書点数は図書約 22,500 点、視聴覚資料約 1,850 点である。映画・映像分野を中心とした和洋の学術誌や一般雑誌をはじめ、一般では入手が容易ではない「シナリオ」や「脚本」の資料が充実しており、学生は自由に閲覧・貸出することができる。図書館内のパソコンでは所蔵資料の検索だけでなく、電子ジャーナルの検索・閲覧も可能となっている。

図書館は白山校舎のみの設置となるが、新百合ヶ丘校舎での返却も可能とするなど利用者の利便性を図っている。図書館には収容能力に限りがあるため、平成 25（2013）年に、川崎市立図書館（全 13 館）と相互利用協定を締結、学生証を提示すれば川崎市立図書館所蔵の 195 万冊を超える図書を借りることができる。川崎市立麻生図書館は新百合ヶ丘校舎より徒歩 3 分に立地しており、図書館を設置していない新百合ヶ丘校舎を利用する学生の利便性の向上に寄与している。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

施設・設備の安全性と利便性、学生の多様性への配慮

新百合ヶ丘校舎には、多目的トイレやエントランスのスロープが整備され、バリアフリーに配慮している。また、新耐震基準（昭和 56（1981）年）に適合しており、安全性は確保されている。白山校舎には、エレベーター、多目的トイレ、エントランスのスロープが整備されバリアフリーに配慮しているほか、川崎市の指定避難場所として災害時に備えての備蓄品を体育館内の備蓄倉庫に整備し、災害への対策に備えている。平成 22（2010）年に竣工した白山校舎は、旧耐震基準で確認済証が下りたと推測されることから、耐震診断（詳細な診断）を行い、大規模地震で倒壊の危険性を回避するための補強工事など、診断結果に応じた必要な措置を行い安全性の確保を図っていく。体育館は、2009 年に耐震診断を受けてはいるが、築 40 年を超え老朽化が進んでいることから、建物の状態、老朽化の進行度、使用頻度等も総合的に考慮して、必要な措置を行うこととしている。

また、キャンパスの美観維持をしていくため、適宜に草刈、伐採・剪定等を行い維持保全に努めていく。

計画に基づく施設・設備の安全性の管理

施設・設備は、月 1 回、総合ビル管理会社により設備点検を実施しているほか、法令に基づき消防設備点検及び電気設備点検等の各種点検を実施している。令和 5（2024）

年度は、新百合ヶ丘校舎の空調設備を更新し、学生の修学環境の向上に寄与している。

令和 6（2024）年度には白山キャンパスのスタジオで撮影用照明器具の LED 化を積極的に進めるとともに、新百合ヶ丘校舎の大教室の排気ファンの更新、漏電警報機更新を行った。令和 7（2025）年度には白山校舎のスタジオにおいてスパイダーボックスの整備を行った。

[基準 3 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

「今村昌平記念スタジオ」は、本格的な映画撮影技術を学生が学べるだけでなく、実際の映画撮影の現場においてひろく利用されている「撮影スタジオ」を在学中から使用できることは、即戦力人材を求める映画界の要請に応える施設でもあり、本学の特色の一つである。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

医務室及び学生相談室の機能の拡充、新百合ヶ丘校舎のエレベーターの設置など、施設整備については中期計画に基づき適切な予算措置を講じながら中期的に整備を検討していく。

外部評価委員会による外部評価において、緑地保全に対する継続的な取り組みへの一層の努力を求める意見が出されている。雑草清掃、植栽の維持管理業務などを計画的に行い、キャンパスの美観維持に努めていくことが望まれる。また、体育館については、老朽化が激しく、屋根の外周のコンクリートのひび割れ・崩落やトイレ等の老朽化と衛生環境悪化の懸念もあり、避難所の役割から川崎市との連携による早急な対応を求める意見が出されている。体育館の屋根の外周については応急措置を行うことが望まれるとともに、大学の実情や必要性を総合的に勘案し、更新の可否も含めた将来的な方針を明示することが必要である。

休学者・中途退学者・留年者の減少のための方策については、個々の学生の授業への取り組み状況、欠席状況、成績等をクラス担任やコース担当教員、学生支援部職員が把握し随時情報共有することで、より早期の対応ができるよう努める。修学意欲が低下している学生や精神的に問題を抱えた学生に対しては、カウンセラーとともに早期のケアを充実させる。また、学生自身が単位修得状況を把握し、適切な履修計画を立てられるよう履修指導を徹底していく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

新百合ヶ丘校舎、白山校舎、体育館等施設の老朽化が進んでいることから、中期計画に基づき、施設整備計画を策定し長寿命化に備えていく。白山校舎においては耐震診断を行うとともに建物劣化診断も行い、長寿命化につながるよう適切な管理を行っていく。令和 7（2025）年に川崎市により「新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり方針」が策定されたことから、再開発の動向を注視しながら施設の整備を検討していく。

外部評価委員会による外部評価において指摘のあった、緑地保全に対する取り組みについては、専門業者と委任契約を結び、計画的に草刈、伐採・剪定など実施し、キャン

パスの美観維持に努めていく。また、体育館については、大学の財政的な負担や必要性を総合的に勘案し、安全性の確保から屋根の外周コンクリートについて応急措置を行うとともに、避難所指定については老朽化の進行度、安全性などについて川崎市と連携しつつ協議を進めていく。

映画・映像業界は、構造的な特徴としてフリーランス（個人事業主）を中心とする就業形態が多く、慢性的な人手不足もあり業界からのニーズも高い。一方、フリーランスは自己責任を伴う就業形態のため、個人の金銭管理と金融システム、社会保障と各種法令について正しい知識と理解が必要とされるが、これらの知識を在学中にいかに関修得させるかが課題となっているため、キャリアサポートセンターを中心に啓発セミナーを開催し、理解の醸成に努めていく。加えてフリーランス法の改正に対応した契約内容とその取り交わし方についても理解を深めることに取り組んでいる。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

「日本映画大学学則（以下、「学則」という。）」に定めた教育目的に基づいて「ディプロマ・ポリシー」を策定し、「大学案内」、「学生便覧」、「シラバス」、「履修ガイド」、「学生募集要項」、大学公式ウェブサイトに掲載して周知している。

令和 5（2023）年度に「ディプロマ・ポリシー」の実質化として、要件を 1）技術、2）理論、3）教養、4）協調、というキーワードに置き換え、「シラバス」に授業科目ごとの対応関係を明示し、当該科目を履修完了することで「ディプロマ・ポリシー」のどの項目が身についたのかを可視化する取組みを始めた。これに伴い、「ディプロマ・ポリシー」も次のように改訂することを「教務委員会」、「教授会」において決定した。

ディプロマ・ポリシー

日本映画大学は、以下の要件を満たした学生に、学士（映画学）の学位を授与します。

- 1) 映画制作の技術の実践的な体得 [技術]
- 2) 映像文化の歴史の理論的な理解 [理論]
- 3) 社会に貢献するための教養と人格 [教養]
- 4) 他者ととともに問題解決に臨む姿勢 [協調]

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

単位の認定及び進級、卒業認定は、「ディプロマ・ポリシー」を踏まえ、「学則」（第 44 条）及び「日本映画大学履修規程」（以下、「履修規程」という。）（第 4 条）において定められた基準に基づき、「教務委員会」、「教授会」での審議を経て認定される。単位認定基準、卒業認定基準は「学生便覧」に明記している。また、毎年 4 月と 9 月に実施する履修ガイダンスでは「履修ガイド」を配付し、三つのポリシー、履修と単位修得のためのルール、進級の基準、卒業要件について全学年に説明している。

単位認定基準

本学の成績評価の基準は表のとおりである。評点 100 点から 60 点までを評価 S・A・B・C とし合格、評点 59 点以下を評価 F とし不合格としている。入学前の既修得単位及

び大学以外の教育機関による学修を単位認定した科目には、評価 N を付している。この基準は「履修規程」（第 17 条）において定め、「学生便覧」に明記し、学期開始前に行う履修ガイダンスで周知している。

	合格（単位認定）					不合格
評 点	100～90	89～80	79～70	69～60	認 定	59 以下
評 価	S	A	B	C	N	F
評価内容	特に優れた成績	優れた成績	合格が妥当と認められる成績	合格が妥当と認められる最低限の成績	—	合格と認められない成績
GPA	4.0	3.0	2.0	1.0	対象外	0

- ・ 本学入学前に他大学や専修学校等で修得した単位の認定は 60 単位を上限とする。単位のみの認定とし、成績評価は「N」と表示する。
- ・ 学生が授業担当教員に対し成績評価を確認する機会を設けている。

令和 5（2023）年度より、単位認定基準をより明確にするため、授業の「出席が 2/3 に満たない者は成績評価の対象としない」という一文を「シラバス」に明記した。これは、学校感染症等学生本人の責によらない事由により授業を欠席した場合を除き、これまで授業科目単位で設定されていた出席基準を全科目に統一するものである。授業出席基準の統一は、特に演習科目を担当する教員から問題提起がなされ、「FD 委員会」、「教務委員会」での検討を経て「教授会」で承認された。

また、「シラバス」における「評価項目・評価方法」の記載も見直した。「ディプロマ・ポリシー」の 4 つのキーワード（技術、協調、理論、教養）に対応した簡潔な用語（〇〇性、〇〇度等）を用いて評価項目の記述を統一し、「シラバス」に明示した。

さらに、「シラバス」に「DP（ディプロマ・ポリシー）との対応」欄を設けた。これは、当該科目と「ディプロマ・ポリシー」の 4 つのキーワードとの対応関係を数値で示したものであり、数値の合計は単位数の 10 倍とすることで、単位と授業内学習／自学自習の時間との相関関係を可視化したものである。

進級基準

修得単位数や GPA（Grade Point Average）値による進級基準は設けていないが、専門教育の学修の順次性を鑑み、必修科目（一部科目を除く）及びコース規定の専門科目の選択必修科目が不合格になった場合は進級できない。不合格となった学生は、「教務委員会」において審議され、「教授会」で報告された後に原級留置としている。

卒業認定基準

「学則」（第 44 条）に基づき、4 年の修業年限を満たし、卒業に必要な科目を履修し、124 単位以上を修得した場合に卒業となり、「学則」（第 45 条）及び「日本映画大学学位規程」に基づき「学士（映画学）」の学位が授与される。

卒業認定に際しての個別要件は表のとおりである。この基準は、「学生便覧」及び「履修ガイド」に明記し、学期開始前に行う履修ガイダンスで周知している。

令和 6（2024）年度以降入学者

コース	区分		必修	選択必修	選択	
演出コース 身体表現・俳優コース ドキュメンタリーコース 撮影照明コース 録音コース 編集コース VFX 特殊撮影コース マネジメントコース 文芸コース 脚本コース	教 養 科 目	基幹	14	—	—	
		映画史科目群	—	—	10 ※1	α
		映画文化科目群				
		文学・芸術科目群				
		歴史・社会科学科目群				
		コミュニケーション科目群				
	基礎科目		14	—	—	
	専門基礎科目		—	4 ※2	β	
	専門科目		—	44	—	
	※1 「各科目群から 1 科目、合計 10 単位」以上を選択。 10 単位を超えた分は α に組み入れられる。 ※2 「2 科目、合計 4 単位」以上を選択。4 単位を超えた分は選択科目 β に組み入れられる。			28	48	10
48						
			卒業必要単位数合計 124 単位			

4-2. 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

「学則」（第 1 条）に定めた教育目的に基づいて「カリキュラム・ポリシー」を策定し、「学生便覧」、「シラバス」、「履修ガイド」、「学生募集要項」、大学公式ウェブサイトに掲載して周知している。平成 30（2018）年度入学生から新カリキュラムを開始したため、従前の「カリキュラム・ポリシー」を改訂した。令和 5（2023）年度に「教務委員会」において記載内容の点検を行った際に、一部文言の修正を行った。

カリキュラム・ポリシー

日本映画大学は、以下の科目構成によって、映画制作の技術を実践的に体得し、映像文化の歴史を理論的に理解し、社会に貢献する教養と人格を身につけた学生を育成します。

1) 教養科目……映像文化の歴史を知り、映像を読み解くための基礎的な学力を身

につける。同時に、映画にとどまらず広く社会一般を洞察する力を養う。

2) 基礎科目……演習を通して映画制作の基礎的な知識と技術を学ぶ。

3) 専門基礎科目……各コースの基礎を学ぶとともに、専門科目で修得する知識や技術をさらに発展させるための力を身につける。

4) 専門科目……各コースに分かれて専門性を究めるとともに、他のコースと合同で課題に取り組むことでチームワークの重要性を理解し、コミュニケーション能力の向上を図る。

5) 4年間の学びの集大成として、卒業制作に取り組む。社会との関わりを持つため、成果の公表まで学生の手で行う。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

「映画制作の技術の実践的な体得」、「映像文化の歴史の理論的な理解」、「社会に貢献するための教養と人格」の形成を目的とする教育方針を、「カリキュラム・ポリシー」と「ディプロマ・ポリシー」の両方に明示している。また、すべての科目区分においてグループでの創作活動を課す科目を必修・選択必修としており、「他者とともに問題解決に臨む姿勢」を養う教育内容となっている。このように「カリキュラム・ポリシー」と「ディプロマ・ポリシー」の一貫性は確保されており、育成する学生像に即したカリキュラムが編成されている。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成と実施

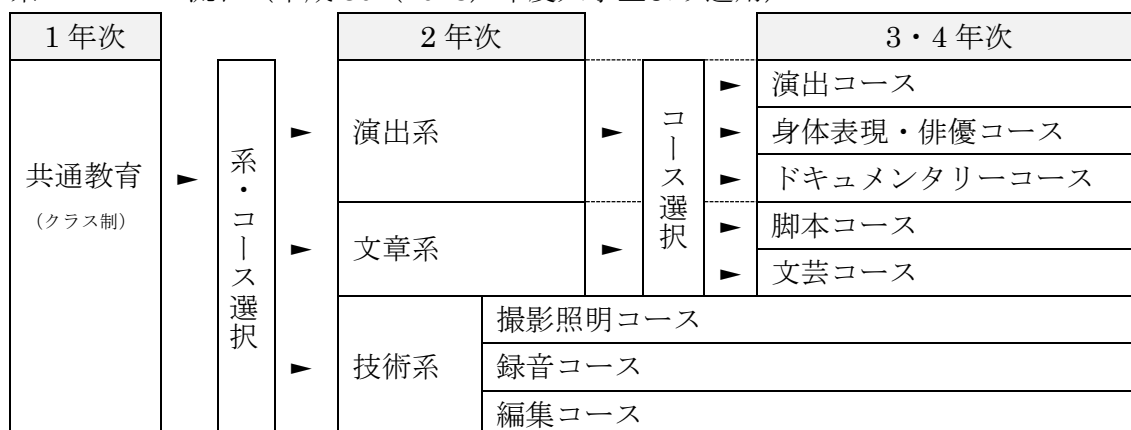
学生の学修意欲や映画に関する興味は常に変化している。また、外国人留学生の増加に伴う環境の変化も進んでいる。こうした変化に対応するため、「教務委員会」、「FD委員会」における課題の点検や論点整理に基づき、カリキュラムの改訂を実施している。

a) 平成 30（2018）年度カリキュラム改訂

「映画制作の技術の実践的な体得」と「映像文化の歴史の理論的な理解」をより効果的に両立・融合することを目的として科目区分を見直し、「カリキュラム・ポリシー」を改訂した。「教養科目」を再編成したほか、「基礎科目」はすべて必修の演習科目とし、「専門基礎科目」を拡充して各コースの基礎とともに専門的な学びを補うことのできる科目体系とした。

コースについては、「コース」より大きい「系」という枠組みを導入し、近接分野についての理解を深めるとともに段階的に専門的な学びに移行できるよう、系・コース選択の時期を1年次後期末に繰り上げた。学生は2年次前期から「演出系」「技術系」「文章系」の3つの「系」のいずれかに所属する（「技術系」は「撮影照明」「録音」「編集」のいずれかのコースを選択し、3コース合同授業の実施により近接分野について学びつつチームワークを深める）。3年次前期から「演出系」は「演出」「身体表現・俳優」「ドキュメンタリー」、「文章系」は「脚本」「文芸」のいずれかのコースに所属するが、2年次は「系」単位で授業を実施する。なお、学生の変化に対応するためコースの新設（文芸）と廃止（映画・映像文化）を行った。

系・コースの流れ（平成 30（2018）年度入学生より適用）



また、映画制作の技術を実践的に学ぶ演習科目と、映像文化の歴史を理論的に学ぶ講義科目の開講期間を明確に区分する「ターム制」を導入した。これは各期を 8 週ごとに 2 つのタームに区切り、演習科目と講義科目を交互に配置することで効果的な技術と知識の修得を促す時間割編成上の工夫である。

1 年次のタームの流れの例

前期		夏 休 み	後期		冬 休 み
ターム 1	ターム 2		ターム 3	ターム 4	
4～6 月	6～8 月		9～11 月	11～1 月	
(講義) 教養・基礎	(演習) 人間総合研究		(演習) 映画制作基礎演習	(講義) 教養・基礎	

b) 令和 4（2022）年度カリキュラム改訂

「教務委員会」を中心にカリキュラムの適切性について点検を重ねるなかで、外国人留学生の日本語能力の向上と、学びにうまく適応できない学生への対応が課題であることが明らかになった。このことから、専門教育課程に進むまでに身につけておかなければならない基礎教養の見直しを実施した。講義科目担当教員によって構成される「教養部会」において教養科目の改訂案が検討され、「教務委員会」、「教授会」での審議を経て、令和 4（2022）年度入学者から 1～2 年次の教養科目（必修）を 1 科目 4 単位から 3 科目 6 単位に拡充したカリキュラムを開始した。

また、「ディプロマ・ポリシー」と結びつけた教育課程の体系性を明示するために、「教務委員会」、「教授会」での議論を経て、「カリキュラムマップ」を策定した。授業科目ごとに「ディプロマ・ポリシー」との関係を数値化して示すことで、カリキュラム内での各科目の位置づけと教育目標を明確にするものである。各科目で身につけることのできる能力を把握できるよう、「シラバス」にこの数値が明示された「DP（ディプロマ・ポリシー）との対応」欄を設けて周知している。授業担当教員は、到達目標、授業計画、教育目標が「カリキュラムマップ」の数値に即しているかを点検・確認している。

c) 令和 6 (2024) 年度カリキュラム改訂

学生の多様なニーズに応えるとともに映画・映像に関わる諸領域の教育をさらに充実させるため、コースを新設（VFX 特殊撮影、マネジメント）し、令和 7 (2025) 年度から運用を開始した。

系・コースの流れ（令和 6 (2024) 年度入学生より適用）

1 年次		2 年次		3・4 年次	
共通教育 (クラス制)	系・コース選択	▶ 演出系	▶	▶ コース選択	▶ 演出コース
					▶ 身体表現・俳優コース
					▶ ドキュメンタリーコース
		▶ 文章系	▶	▶	▶ 脚本コース
					▶ 文芸コース
		▶ 撮影照明コース			
		▶ 録音コース			
		▶ 編集コース			
		▶ VFX 特殊撮影コース			
		▶ マネジメントコース			

d) 令和 8 (2026) 年度カリキュラム改訂

令和 8 (2026) 年度入学生より、「演出系」の「ドキュメンタリーコース」を分離し、2 年次から「ドキュメンタリーコース」が始まる改訂を令和 6 (2024) 年度の教授会で承認した。これは、「演出コース」と「ドキュメンタリーコース」の専門の学びをより深めるとともに、「演出系」以外のコースとの早い段階での接続・連携を実現するための取り組みである。

系・コースの流れ（令和 8 (2026) 年度入学生より適用）

1 年次		2 年次			3・4 年次		
共通教育 (クラス制)	系・コース選択	▶	▶	コース選択	▶	演出コース	
						▶	身体表現・俳優コース
		▶	▶	▶	▶	脚本コース	
						文芸コース	
		▶					撮影照明コース
		▶					録音コース
		▶					編集コース
		▶					VFX 特殊撮影コース
		▶					マネジメントコース
		▶					ドキュメンタリーコース

既設カリキュラムの点検・検証を「教務委員会」、「FD 委員会」及び「教授会」において実施しながら、学生の変化に対応したカリキュラムの修正、再設計を続けるなかで、「カリキュラム・ポリシー」に沿った学びの体系性を強化している。

シラバスの整備

全科目について「シラバス」を整備し、大学公式ウェブサイトで公開している。「シラバス」には、科目の基本情報のほか、「履修条件」、「授業概要」、「到達目標」、「授業計画」、「授業外学習」、「教科書・参考文献」、「評価項目・評価方法」の項目を設けている。

令和 4（2022）年度に「教務委員会」において「カリキュラムマップ」が策定されたことから、令和 5（2023）年度版シラバスの記載項目を見直し、「シラバス作成要領」を改訂した。新たな項目として「DP（ディプロマ・ポリシー）との対応」欄を設け、授業担当教員には数値に即した「到達目標」と「評価項目・評価方法」の設定及び記述の厳格化、「ディプロマ・ポリシー」と担当科目の関係を意識し学生の立場にたったわかりやすい記述を求めている。

毎年、「FD 委員会」において「シラバス作成要領」が検討され、授業担当教員は要領に基づいて「シラバス」を作成している。提出された「シラバス」は、学生支援部職員による 1 次点検、FD 委員、教務委員長による 2 次点検を経て公表される。

単位制度の実質を保つための工夫

「履修規程」（第 6 条）に基づき年度履修登録単位数の上限を定め、「履修ガイド」で周知している。平成 28（2016）年度までは 50 単位であったが、単位制度の実質を保つという CAP 制の趣旨に鑑みると高く設定されていたことから「教務委員会」において見直しを行い、全学年 46 単位に改めた。

令和 4（2022）年度に「教務委員会」において履修登録上限単位数についての点検・検証を行い、2～4 年次の上限単位数を 46 単位から 42 単位に引き下げた（令和 5（2023）年度から経過措置を設けて適用）。これは、「履修モデル」で定める標準修得単位数を大幅に超える科目数を履修登録したことにより単位修得に至らない者、履修取消制度により履修科目を大量に取消す者、教室収容定員の超過による履修者調整（抽選）科目の増加等が発生し、授業運営や単位修得状況が悪化したことから、「履修モデル」に基づく無理のない着実な履修と適切な授業環境を提供することを目的とした取組みである。また、上限単位数を引き下げること、上位学年まで持ち越すことなく着実に単位修得していくよう促す効果も期待される。

上限単位は「履修モデル」（32～38 単位）を上回っており支障はないが、成績が優秀な学生にはより多くの学習機会を提供し、成績不良の学生には履修した科目の着実な単位修得を促すために、GPA 値によって上限単位数を増減する措置を講じている。

- | |
|---|
| <p>ア) 前年度の GPA が 3.5 以上の学生は、履修登録単位数の上限に 6 単位を加算。</p> <p>イ) 前年度の GPA が 3.0 以上の学生は、履修登録単位数の上限に 4 単位を加算。</p> <p>ウ) 前年度の GPA が 1.5 未満の学生は、学修指導の必要上、履修登録単位数の上限を減じることがある。</p> |
|---|

4-2-④ 教養教育の実施

本学の「教養科目」は、「カリキュラム・ポリシー」に掲げる「映像文化の歴史を知り、映像を読み解くための基礎的な学力を身につける。同時に、映画にとどまらず広く社会一般を洞察する力を養う」という趣旨に基づき、令和 7 (2025) 年度は 59 科目を設置している。

平成 30 (2018) 年度入学生から適用されたカリキュラムで「教養科目」を「基幹」と 5 群（映画史、映画文化、文学・芸術、歴史・社会科学、コミュニケーション）に再編した。専門コースでの学修効果を高めるため、映画史、映画文化に関する科目を拡充し、各科目の到達目標と難易度を明確にして配当年次を固定したことが大きな変更点である。これにより、カリキュラムの順次性と体系性が明確化された。

必修の初年次教育科目である「基幹」群については、令和 4 (2022) 年度入学者から適用されたカリキュラムで拡充を図った。これは、新入生の基礎学力（外国人留学生の日本語能力と日本語を母語とする者の異文化理解）の変化によるものである。「教務委員会」において対応策が検討され、「ベーシック・スキル 1」、「ベーシック・スキル 2」（ともに 1 年前期・2 単位・必修）、「ベーシック・スキル 3」（2 年後期・2 単位・必修）の 3 科目を新設した。特に「ベーシック・スキル 2」、「ベーシック・スキル 3」は、日本語を母語とする学生と日本語を母語としない学生とでクラスを分け、前者は異文化理解に欠かせないコミュニケーション力を、後者は日本語能力の向上を学修する内容となっている。「人間総合研究」（1 年前期・8 単位・必修）は本学の教育理念を象徴する科目であり、映画を学ぶ上での第一歩となる総合的な演習授業である。写真と音声素材でドキュメンタリー作品を制作するグループワークを通して、人間と社会を洞察する力とチームワークを身につけるものとなっている。

教養教育のあり方について議論・検討する場として、講義科目担当教員を中心とする「教養部会」が設置されている。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

アクティブ・ラーニングなど、教授方法の工夫

本学のカリキュラムの中心にある演習科目は、グループでの創作活動に 8～10 週間の長期にわたって取り組み、最終的な作品発表までを到達目標とする、学生の主体的な学修を促す授業となっている。1 年次の「人間総合研究」から 4 年次の「卒業制作」まで、グループのなかで主体的に考え、自ら行動する実践的な学修を繰り返していくことで、知識と技術、コミュニケーション力を総合的に身につけることができる。また、講義科目においても、ディスカッションやプレゼンテーション、フィールドワークなど、アクティブ・ラーニングを広く採り入れた授業を行っている。

「日本映画大学設置認可申請書」基本計画書において創作と理論の両立・融合が謳われているとおり、本学の専任教員は、映画制作に関わる実務家教員（創作系）と、映画や映像に関わるさまざまな学問領域を専門とする研究教員（理論系）で構成されている。双方の教員が協働して行う教養科目や専門基礎科目の「オムニバス授業」、「コラボレーション授業」、「ペア授業」は、担当教員の視野を広げるとともに、学生にとっても多角的に映画についての理解を深めることのできる有効な場となっており、令和 7 (2025)

年度は 11 科目で導入している。

また、外国人留学生への教授方法の改善を促進するため、「留学生支援部門」所属教員が授業参観を行い、教授方法について助言・提言を行う体制を整備している。

授業を行う学生数（クラスサイズなど）

1 年次は全員がクラスに所属する。令和 7（2025）年度は 1 クラス平均 24 人、計 6 クラスで編成されている。2 年次以降は系・コースに所属するが、「演出系」を除き、各コース 25 人以内の定員となっている。学生が自らの学修計画に基づき自由に選択できる「教養科目」、「専門基礎科目」は、1 科目あたりの上限定員を 80 名に設定しており、令和 7（2025）年度の「教養科目」、「専門基礎科目」（必修を除く）の履修者数の平均は 45.0 と、教育効果が十分に期待される少人数教育を実現している。

4-3. 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示

「ディプロマ・ポリシー」に基づく学修成果の客観的な把握を目的に、「カリキュラムマップ」を「教務委員会」において策定した。これは、「ディプロマ・ポリシー」で定める 4 つのキーワード（技術、協調、理論、教養）が各授業科目とどのような対応関係にあるのかを数値化したもので、学生は履修登録した科目を履修完了すると、「ディプロマ・ポリシー」のどの部分の能力が身についたのかを数値の大きさと確認することができる。授業時間数に応じて設定されている単位数を 10 倍した値を 4 つのキーワードに按分しており、学修成果の質と量が可視化できるようになっている。この数値は、「シラバス」に「DP（ディプロマ・ポリシー）との対応」として明示されているため、単位数と授業内学習、自学自習における時間との相関関係が可視化され、学生は到達目標、成績評価基準とあわせて「ディプロマ・ポリシー」の身につけ具合を把握することができる。

多様な尺度・指標や測定方法に基づく学修成果の把握・評価

学修成果の把握・評価にあたっては、「カリキュラム・ポリシー」に基づきレベルごとに以下の方法により把握・評価を行っている。

a) 機関レベル（大学）／教育課程レベル（学部・学科）

学修状況については、全学生の修得単位数及び GPA 値が学期ごとに記載され、赤（警告）、黄（注意）、黒（卒業延期）で色分けされる「単位修得状況」（履修指導方針）、年度（年間）GPA と修得単位数を学年ごとに分布図として表した「年間 GPA と修得単位数」、年度 GPA の上位 1/2 群及び下位 1/4 群を把握する「GPA 上位 1/2、下位 1/4 表」を用いて把握している。外国人留学生については、「日本語能力試験」等日本語力向上のための資格試験の受験・合格状況を加えている。学修時間については、9 月の履修登録時に行う「学修状況実態・行動調査」、文部科学省による「全国学生調査」、FD 委員会による「学生ヒアリング」を活用し、把握を行っている。このほか、休学・退学者数、卒業延期（原級留置）者数、卒業式当日に行う「学生満足度調査」、卒業率、就職率（就業率）、外国人留学生の日本国内での就職状況等を用いて学修成果を把握している。これらの調査結果に基づき、「学生委員会」、「教務委員会」、「FD 委員会」、「教授会」においてクラス・コース規模の適切性やカリキュラムの妥当性等の評価が行われ、改善につなげている。

b) 科目レベル（個々の科目）

学生が、科目の履修を終えて自らの学びと授業内容について振り返る「授業アンケート調査」のほか、学期ごとに収集する「履修登録結果」、「履修取消結果」、演習科目の最終授業に行われる「合評会・発表会」、授業科目ごとの「成績分布状況」において把握を行っている。これら各種調査によって把握した学修成果を、「教務委員会」、「FD 委員会」、「教授会」において検討し、カリキュラムと三ポリシーとの整合をはかっている。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学修成果に関する各種調査結果は、「FD 委員会」、「教務委員会」、「学生委員会」、「企画戦略室」において共有され、委員会での分析、検証、評価を経て「教授会」に報告される。

「授業アンケート調査」の集計・分析結果は授業担当教員に配付され、教員は結果をもとに授業内容の振り返りを行い、改善計画「アクション・プラン」にコメントを入力する。コメントは集計結果とともに「教授会」で報告され、附属図書館で公開される。

全学生の修得単位数及び GPA が学期ごとに記載されている「単位修得状況」（履修指導方針）は、学年、クラス、コース別にグループ化されているため学修状況の経年変化やコースごとの比較検討が可能であり、学修指導や授業改善に活用されている。

「履修登録結果」、「履修取消結果」に基づき、「教務委員会」において適切な科目配置となっているか、科目間の履修者数に偏りはないか、適切な規模で授業運営が行われているか、履修取消者数に偏りがいないか等の点検を行っている。点検の結果、調査が必要と判断された科目については、教務委員長が担当教員及び学生支援部長へのヒアリングを行い、授業改善に取り組んでいる。

以上のように、三つのポリシーを踏まえ、多様な尺度に基づいて学習成果を把握しており、各委員会での評価・検討を経て「教授会」で報告する体制が構築されている。「授

業アンケート調査」、「学生満足度調査」、「学修状況実態・行動調査」をはじめとする各種調査に基づいて、教育課程の編成及び運用等について客観的な把握・評価を行い、教育内容・方法及び学修指導の改善に役立てている。

[基準 4 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生一人一人の修得単位数及び GPA 値が学期ごとに記載され、赤（警告）、黄（注意）、黒（卒業延期）で色分けされる「単位修得状況」（履修指導方針）は、教授会で全教員に共有され、学修状況の点検やカリキュラムの検証に際して有効な資料となっている。コース担当教員は学期単位で所属学生の履修状況を把握できるため、学期 GPA が年々低下している学生がいれば修学意欲の低下による休学・退学に至る可能性があることから、事前に面談やヒアリングを行い注意喚起することができる。また、履修モデルどおりに履修されているか、学年やコースで単位修得動向にばらつきがないかといった学生全体の学修傾向の把握、カリキュラムの適切性の検証材料として活用されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

アクティブ・ラーニング型授業の運用を効果的に行うための授業管理体制について、貢献度の低い学生や修学意欲が低く欠席の多い学生への動機づけと、熱心な学生をさらに伸ばすための対策が課題である。学生支援部職員と担当教員が緊密に連携して学生個々の生活環境や修学状況を把握するとともに、意欲に落差のあるグループに対する授業運営の改善策について各委員会で検討している。

また、4 年間の学修の集大成であり、学修成果が最も表れる「卒業制作」において、「ディプロマ・ポリシー」で求められている基準と、成果としての卒業制作作品の到達度に隔たりが見られることも課題である。学生の学修意欲や映画に関する興味の変化などを踏まえ、カリキュラム及び系・コースのあり方について「教務委員会」において継続的に検討を行っている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

単位認定基準及び卒業認定基準の前提となる各授業科目の成績評価基準の明確化・厳格化とルーブリックの策定に取り組む。特に演習科目については、班ごとにスケジュールや実施場所が異なるため出席や参加態度の適切な把握が難しいという問題があるが、より正確に確認する方法を検討する。また、進級基準の適切性についても検討を続ける。

学生が自らの学修成果を客観的に把握できることを目的として、「学修ポートフォリオ」の導入を検討している。学生が学修を積み重ねるなかで「カリキュラムマップ」に示された「ディプロマ・ポリシー」で定める 4 つの能力（技術、協調、理論、教養）をどの程度身につけたかを数値によって可視化するもので、学業成績通知書に記載するためにシステムの改修を進めている。

「FD 委員会」では、「授業アンケート調査」や「学生ヒアリング」、「教員相互の授業参観」の結果を検証し、教授方法のさらなる改善方策の検討を進める。令和 5（2023）年度から「授業アンケート調査」の質問項目を見直したことで、学生の学修態度と理解

度をよりきめ細やかに把握できるようになったが、回答率が年々低下傾向にあることから、回答率向上に向けた取組みを進めていく。

三つのポリシーに基づく学修成果の把握にあたり、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベル（授業科目）で把握するための「アセスメント・ポリシー」を策定し、学修成果の可視化と授業改善につなげる取組みを進めていく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制の構築と規則の整備

学長の職務と権限は、「学校法人神奈川映像学園寄附行為施行細則」第 41 条に「本大学の校務を掌り、所属職員を統督する」と校務の権限について明確に規定している。

学長が適切なリーダーシップを確立・発揮するための補佐体制として、「学校法人神奈川映像学園寄附行為施行細則」第 42 条に「学長の諮問機関として本大学に教授会を置く」と学長の諮問機関としての教授会の役割を明確に規定しているほか、「学校法人神奈川映像学園事務組織規程」第 2 条第 2 項に「学長を補佐して管理運営や全学的な教学・学生支援のための組織として、企画戦略室を置く」と学長直轄の組織として「企画戦略室」が設置されている。なお、「学校法人神奈川映像学園寄附行為施行細則」(令和 7(2025)年 4 月 1 日施行)については、改正私立学校法及び学校法人神奈川映像学園寄附行為の変更に伴い、従前の「学校法人神奈川映像学園寄附行為実施規程」を廃し、寄附行為施行細則として再整理を行った。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

大学の意思決定の権限と責任

本学の使命・目的等の達成に向けて学長がリーダーシップを発揮できるよう、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した全学的な教学マネジメント体制を整備している。

日本映画大学 教学マネジメント体制



「学校法人神奈川映像学園業務委任規程」第3条において、学長は、理事長から「理事会から委任された業務決定の権限のうち、日本映画大学長に、大学の校務の掌理を委任」されており、委任された業務の一部を所属教職員に再委任することが可能となっている。このことにより、学部長は、「日本映画大学映画学部教授会規程」により教授会の議長として教授会を主宰し、同第3条で規定されている学長が司る教育研究に関する事項について審議を行い、学長に意見を述べることとなっている。なお、「学校法人神奈川映像学園業務委任規程」については、教学マネジメントにおける権限の適切な分散と責任体制の明確化をはかるため、再委任事項の見直しを含む改訂を行い、令和7(2025)年4月から施行している。

教授会などの組織上の位置付け及び役割の明確化・機能化

学長が教授会に意見を聴くことを必要とする事項については、「日本映画大学映画学部教授会規程」第2条により、教授会の構成員として学長の参画が規定され、同第3条に「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるもの」として「学生の入学及び卒業」及び「学位の授与」が定められている。また、同第3条第1項第3号において「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」として、①学生の身分、②教育課程の編成、③教員の人事、④学部学科の組織の編成、⑤学則及び諸規程の制定、改廃、⑥学生活動及び学生生活、⑦入学者選抜の7項目を規定している。このうち、①学生の身分については、「日本映画大学学則」において、退学(第36条)、休学(第37条)、復学(第39条)、転学(第40条)、他大学への入学(第41条)、留学(第42条)、除籍(第43条)、卒業(第44条)、懲戒(第66条)が学長の決定事項として明確に規定している。

定例教授会は、毎月第2金曜日に開催しているほか、前述の「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」のうち、③教員の人事については、必要に応じて「人事教授会」が開催され、⑦入学者選抜については、選抜区分ごとに「入学者選抜判定教授会」が開催される。

教授会は、「日本映画大学映画学部教授会規程」第2条に基づき、学長、教授(学部長、学科長、附属図書館長兼務)、准教授、専任講師で構成され、専任教員は全員が構成員となっている。議長は、学長の命を受け学部長が務めており、理事長、内部監査室長、事務局長、総務部長、入試・広報部長、学生支援部長、学生支援部課長、企画戦略室長、図書館事務室長が陪席者として参画している(常勤理事3名を含む)。教授会及び法人傘下の委員会の長は教授会構成員が兼任しているため、学長は、教学のあらゆる諸課題について幅広く意見を聴取することができ、総合的な見地から迅速な意思決定が可能となる学長の適切なリーダーシップを発揮する体制を整備し、適正な運営に努めている。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

教育研究活動のための管理運営体制

教育研究に関する意思決定は学長が行うこととし、「教授会」は学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとするすることで、学長の適切なリーダーシップが確立され、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制が構築されている。また、

職員の配置と役割についても教職協働体制がとられており、適切に機能している。

教育研究活動を教職一体で遂行するための教育研究実施組織として、「キャリアサポートセンター」（理事長 1 名、教員 5 名、職員 1 名）、「国際交流センター」（教員 5 名、職員 3 名）を設置している。また、「日本映画大学映画学部教授会委員会規程」第 2 条に基づき 8 つの委員会が設置され、すべての委員会に事務職員が構成員として参画している。事務職員は、組織の円滑な運営と管理を事務的に担うだけでなく、事務職員としての専門的知見を教員と共有し、また組織の長をサポートすることで活発な議論が展開される役割を担っている。

本学の実習中心のカリキュラム制度は独自のものであり、映画制作を学ぶ実践の場として学生の成長に大きな役割を果たしており、さらなる学びを提供するために、令和 8 年度に「システムセンター」を新設し、本学の実習授業を支えるシステム・データ・機材のすべてを一括管理する体制を整える。これにより、日進月歩で進化する技術・機材について自律的に学生が基礎技術等の習得、実践的な活用を身に付けることができる仕組みが整備されることになる。システムセンターは教員 4 名（センター長、副センター長（主任助手）、教員（助手）2 名）と業務支援職員 1 名の 5 名で構成する予定となっている。

職員の採用・昇任の方針に基づく規則

教員の採用・昇任は、「日本映画大学教育職員選考規程」に基づき行われ、教授、准教授、助教、専任講師及び助手の資格について明確に定めている。教員の採用・昇任を行う場合は、「日本映画大学映画学部教授会規程」第 4 条に基づき「教員人事に関する教授会（人事教授会）」が招集され、①選考の方法（公募の実施の有無）、②選考の時期、③人事に関する小委員会の設置、について決定する。議長（学部長）は、「人事教授会」の選考結果に基づき学長に内申（推薦）し、学長は内申された候補者について意見を具して理事長に推薦を行い、理事長はこれを任命する。

職員の採用については、「学校法人神奈川映像学園就業規則」に採用、提出書類、異動等が定められている。採用した職員については、業務の活性化と効率化を目的として毎年度自己点検評価を実施している。昇任については、「事務職員の昇任に関する要項」を定め、選考基準・方法の明確化を図り、適切な運用ができるように整備を図り、任命権者である理事長が職員の資質・能力、組織への貢献度、勤務年数などを総合的に勘案して決定している。また、職員評価（個人目標管理制度）については数年にわたり試行を重ね、令和 8（2026）年度から本格実施することとしており、継続的な業務改善への意識を高めるとともに個人の資質・能力の向上に資するものとなっている。

5-2. 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
設置基準上必要な教員の確保と配置

本学の令和 7（2025）年 5 月 1 日現在の専任教員数は 24 人で、「大学設置基準」が定める数を満たしている。実務家教員（創作系）が 16 人、研究教員（理論系）が 8 人で構成されており、1 年次のクラス担任を統括する教員及び 2 年次以降の系・コース責任担当教員は、准教授以上の専任教員を配置している。

教員の採用・昇任の方針に基づく規則と運用

教員の採用及び昇任については、「日本映画大学教育職員選考規程」及び「日本映画大学映画学部教授会規程」に基づき選考され、学長が理事長に推薦し、理事長が任命している。令和 7（2025）年度は、専任教員に対し「日本映画大学における教員活動評価実施要項」に定める自己評価を行い、評価結果をもとに理事長が面談を行っている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

5-3-① FD（ファカルティ・ディベロップメント）をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SD（スタッフ・ディベロップメント）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
研修・研究の教職協働での組織的・計画的な実施と見直し

教育内容・方法を改善する取組みとして、FD 委員会が企画・運営する「FD 研修会」を定期的実施している。令和 7（2025）年度は、令和 9（2027）年度よりスタートする新カリキュラム及び新設 2 コースが完成年次を迎えることから、各コースによる新カリキュラムの説明及び意見交換を予定していたが、カリキュラムの具体化に向けた進捗が遅れたため、令和 8（2026）年 9 月に実施を延期することとした。

教育内容・方法の改善の工夫・開発については、FD 委員会において、開講授業科目を対象に学生による「学生授業アンケート調査」を実施している。調査結果は授業担当教員にフィードバックし、教員には、授業改善の取組みや、自由記述欄に記載された学生からの質問・指摘事項等についてコメント形式でアクションプランを回答することを求めている。回答結果を含む総合的な調査結果は附属図書館に配架されている。授業科目ごとの調査結果は FD 委員長が確認し、検討を要する場合は FD 委員会に報告され、対

応策の検討がなされる。FD 委員会では「授業アンケート調査」の分析結果の概要が報告され、点検の後、教授会で報告される。回答率向上の一環として、令和 5（2023）年度に設問項目を、令和 6（2024）年度に回答項目を見直した。

FD 委員会では、6 月と 1 月に、3・4 年生の各コースの代表学生から FD 委員が座談会形式で直接意見を聴く「学生ヒアリング」を実施している。ヒアリングは生活状況や学修状況、大学に対する要望など 13 項目の質問で構成され、授業アンケートや成績評価結果には表れない、学生の率直な声を聞く貴重な機会となっている。結果は FD 委員会で検証の後、教授会に報告し、授業の参考となる取組みや改善しなければならない点について共有している。

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、「日本映画大学における職員研修実施要項」に基づき、計画的、効果的かつ継続的に職員の資質・能力向上のための取組みを行っている。職場内研修としては、教職員を対象とした「SD 研修会」を総務部において実施し、私立大学を取り巻く動向と本学の現状、認証評価（新たな評価）制度、文部科学省の諸施策、私立学校法の改正などのタイムリーなテーマで研修を行っている。職場外研修としては、日本私立大学協会等の所属団体で実施する研修会や協議会等へ積極的に参加し、また、その他の外部機関が主催する研修会や講演会などにも参加することにより、職員の知識・能力の向上に努めている。

5-4. 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

研究環境の整備と活用

研究目的を達成するための施設として、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎に「研究室」が設置されている。「研究室」はブースで仕切られた形態であるが、研究を遂行する環境は確保され、教員同士の交流、特に実務家教員（創作系）と研究教員（理論系）のコミュニケーションを重視した環境となっている。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

規程の整備と厳正な運用

「研究推進委員会」において、「日本映画大学における公的研究費の管理・運営に関す

る規程」、「日本映画大学科学研究費補助金取扱規程」、「日本映画大学における競争的資金による間接経費の取扱方針」を定めている。また、「科研費（科学研究費助成事業）の使用にあたって」を作成し、科研費研究代表者、研究分担者及び事務担当職員に対し科研費の適切な使用を周知している。

研究公正・研究不正防止に係る対応については、「日本映画大学研究行動規範」、「日本映画大学における競争的資金等に係る不正防止計画」を定め、研究活動に対する基本方針を示すとともに、「研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」及び「公的研究費の管理・運営に関する規程」を整備し、研究活動に関わる不正行為等の防止に取り組んでいる。また、日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」を導入し、競争的資金獲得者を対象とした研究倫理教育を実施している。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

研究者への物的支援・人的支援

専任教員の教育研究活動の向上を目的として、「日本映画大学における個人研究費取扱要領」に基づき「個人研究費」（10 万円／年）を支給している。この研究費は、各教員が専門とする研究領域における研究活動を促進するものであり、また教育活動に新たな知見を取り入れるために必要となる経費を、教員の自由な発想に基づき幅広く支援するためのものとして、職位にかかわらず一律に同額を支給している。また、科研費の間接経費は、「日本映画大学における競争的資金による間接経費の取扱方針」に基づき、所属する研究者の教育研究活動の発展に資するための環境整備の費用に充てられている。

外部資金の導入の努力

科研費をはじめとする外部研究資金の獲得のために、研究推進委員会及び科研費獲得経験者らが申請書類の作成にあたって支援を行っている。科研費については、開学以来、毎年継続して採択されていることから、研究を促進する環境が整備されている。

[基準 5 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

競争的資金（科研費）の獲得は、開学以来、毎年度新規の採択が続いており研究推進委員会の支援が成果をあげている。芸術系の単科大学であり実務家教員が多い本学において科研費に採択されることは容易ではないが、継続して採択されるよう研究推進委員会による支援を行っていく。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学設置基準改正により教育研究実施組織をはじめとする教職協働の実質化が求められていることから、SD 研修の一層の充実を図り、高度化・複雑化する大学職員としての意識向上に努めていく。

研究倫理及び研究データの管理に関する規程の整備が十全とは言えないことから、関連規程の整備を進めていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

専任教員は、令和 4（2022）年度に 2 人、令和 6（2024）年度に 1 人が定年退職となるなか、令和 2（2020）年度に 2 人、令和 4（2022）年度に 2 人、令和 5（2023）年度に 3 人の教員が新たに採用され、世代交代が進んでいる。

事務職員については、人材育成のための具体的な取り組みの一つである人事管理（職員評価、人事異動）の考え方を整理しつつ教学マネジメントの遂行も含め、教員・事務職員等の役割・機能の関係性を明確にして規程の整理を行っていく。

教育研究活動のための管理運営の機能を高めるため、大学の意思決定に基づき学長が学部長とともに適切にリーダーシップを発揮できる体制が構築されている。教育研究活動の遂行に必要な組織については、教育研究実施組織の役割を見直し、教員・事務職員の役割の明確化に取り組んでいく。

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組みについては、学内で「SD 研修会」を実施しているほか、学外で開催される SD に関する研修会にも積極的に職員を参加させることで、職員の資質・能力向上に役立てている。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人神奈川映像学園（以下「本学園」という。）の経営に関することは、「教育基本法」、「学校教育法」及び「私立学校法」を遵守し、「学校法人神奈川映像学園寄附行為」（以下、寄附行為）及び「学校法人神奈川映像学園寄附行為施行細則」に基づき適切に行われている。

改正私立学校法の施行に対応した諸規程の改正を令和 6 年度中に完了し、施行日から適正に運用している。理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要な体制として、「内部統制システム整備の基本方針」を令和 7（2025）年 3 月の理事会で決定している。これに基づき、常勤理事会運営規程、業務委任規程、業務決裁規程、コンプライアンス規程、リスク管理規程、公益通報等に関する規程、監事監査規程、内部監査規程の内部統制システムに関する規程を整備し、理事及び職員が法令を遵守するとともに、組織として秩序を保ち職務を行い、適切に運用している。

全教職員が「学校法人神奈川映像学園就業規則」、「学校法人神奈川映像学園事務組織規程」をはじめ服務規律に関する諸規程等を遵守し組織として秩序を保ち職務を行っている。

また、「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード（第 2.0 版）」を令和 7（2025）年度から適用し、コードの基本原則及び原則遵守（実施）状況を点検し、大学運営の透明性や適正性の確保を図り、適切に運用を行い、「点検結果報告書」の作成・公表を行っている。

本学園が公共性の高い法人として社会的説明責任を果たすとともに、公正かつ透明性の高い運営を実現するため、私立学校法第 103 条、第 106 条、第 107 条及び同法の経過措置及び第 13 条で規定されている財務情報並びに学校教育法施行規則第 172 条の 2 で規定されている教育研究活動等の情報は本学ウェブサイトを通じて適切に公表しており、本学園の経営の規律と誠実性は維持されている。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関しては、白山校舎に多数の樹木を保存しており、維持管理に努めている。また、毎年夏には温暖化対策として、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎に「グリーンカーテン」（ツルレイシ育成）を設置し、環境にも配慮している。施設・設備の LED 化を図り、

省エネルギー性能の向上を推進し、二酸化炭素削減に向けた取り組みを行っている。その他、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎においてゴミの分別の推進も図り、脱炭素化社会への取り組みを進めている。これらを更に推進するために、令和 3（2021）年に川崎市の「かわさき SDGs パートナー」として団体登録している。

人権への配慮については、法令に沿って「学校法人神奈川映像学園就業規則」で確固たるものとしている。また、「学校法人神奈川映像学園ハラスメントの防止等に関する規程」を定めてハラスメントの防止に努めており、毎年度ハラスメント防止研修を実施している。

個人情報の取扱いについては、「学校法人神奈川映像学園個人情報の保護に関する規程」及び「学校法人神奈川映像学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」を整備し適切に対応している。

安全への配慮に関しては、就業規則等に基づき適切に行われ、本学園に発生する又は発生することが予想される様々な危機に対して危機管理体制、対処方針等を整備している。また、17 時以降、警備会社による校舎及び校舎周辺の警備を行い防犯体制について万全を図っている。なお、本学の体育館、グラウンド及び校舎の一部は川崎市の指定避難場所として有事の際には開放することとしており、学生や教職員も避難することができることになっている。

また、「リスク管理規程」を整備し、発生することが予想される重大なリスクが発現した場合、様々な危機を未然に予防し、損失を最小限に抑えるように対応するリスク管理に関する体制を整備している。

6-2. 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の意思決定機関である理事会は、寄附行為及び寄附行為施行細則に定められており、これに基づき適切に運営されている。令和 7（2025）年度は、予算、決算及び事業報告、補正予算、評議員候補者の選任、理事候補者及び監事候補者の選任、重要な規程の制定・改廃、第 2 期中期目標・中期計画の総括評価、第 3 期中期目標・中期計画、施設設備計画など、学園全体の重要事項の審議・決定を行っている。また、寄附行為施行細則第 22 条に基づき「常勤理事会」を置き、常勤理事会運営規程により適切に運営され、機動的な意思決定ができる体制としている。常勤理事会は、原則月 1 回開催し、常務の重要事項について審議を行い、その結果を理事会へ報告している。

令和 7（2025）年度中に 6 回開催された理事会の出席状況は 100%であり、適切な出

席状況のもと意思決定が行われている。

また、寄附行為第 37 条第 2 項に定める事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聴取し、適切な意思決定が行われている。

理事の定数は 8 人、選任区分は、第 1 号理事「学長」、第 2 号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者 4 人」、第 3 号理事「学識経験者のうち理事会において選任した者 3 人」と寄附行為に定められており、各選任条項による定数を満たしており、理事会の構成には学外の知見を持つ外部理事を 4 名を配置している。

選任については、寄附行為第 6 条に基づき、理事選任機関を設置し、評議員会の意見を十分に参酌したうえで、理事選任機関運営規程に基づき、理事を適切に選任している。

理事選任機関は、理事会において選任した学長理事、外部理事 1 名を含む理事 3 名及び評議員会において選任した教職員、卒業生、学識経験者各 1 名の評議員 3 名で構成している。理事候補者の選出として、重任理事、新任理事の選出を行い、次期理事候補者案を策定し、理事選任機関に提出を行い、理事選任機関において、この次期理事候補者案について評議員会に意見聴取を行い、理事を選任している。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本学は「建学の精神」「基本理念」に基づき日本映画大学学則第 1 条においてその目的を定め、継続的に運営を行っている。

本学園及び本学の使命・目的を実現するため、本学園の運営については寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき理事会運営を行っている。

また、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの第 2 期中期目標・中期計画の達成度や改善点等を確認した最終評価を踏まえ、令和 8（2026）～令和 12（2030）年度までの第 3 期中期目標・中期計画を理事会において決定し、中期目標の理念を「本学の基本的な目標」として「映画作りを世界に発信する日本唯一の映画大学」として定め、中期目標の達成するために取るべき措置である中期計画を踏まえ、各部署において継続的な改善・向上に向けた取り組みを実施していく。

6-3. 管理運営の円滑化と相互チェック機能

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

理事会と評議員会の連携については、寄附行為第 37 条に基づき、諮問事項について評議員会の意見聴取をあらかじめ行った上で理事会において審議・決定し、両機関の円滑な意思疎通が図られている。理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすため、再度評議員会を開催し、必要な説明を行い、評議員会において再度

決議を行う体制を整えている。

業務執行に関しては、理事長、理事として学長及び学部長等により構成される常勤理事会において常務の重要事項の審議・決定を行っている。毎月開催される常勤理事会にて行われた意思決定については、その後の教授会や事務局の部課長会議で報告され、全学的に情報の共有が図られていることから、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われている。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

諮問機関である評議員の定数は寄附行為第 5 条第 2 項に 12 人と定められており、選任については寄附行為第 32 条第 1 項において、「法人の職員のうちから選任した者 4 名」「法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから選任した者 3 名」「学識経験者のうちから選任した者 5 名」と規定しており、規定のとおり適切に選任している。「理事会の決議のまえにあらかじめ評議員会の意見を聴く事項」については、適切に運営されている。

評議員の選任については、理事会から提出された次期評議員候補者案に基づき、評議員会において評議員を選任している。

令和 7（2025）年度中に 5 回開催された評議員会の出席状況は 100%（書面による決議参加者含む）であり、適切な出席状況のもと運営が行われている。

監事の定数は、寄附行為第 5 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、2 人と定められている。

監事の選任については、寄附行為第 26 条の規定による監事の選任の手続きを踏まえて、寄附行為第 22 条に基づき、評議員会で適切に選任し非常勤監事 2 人となっている。

監事は、理事選任機関、理事会及び評議員会に毎回出席し、監事の職務として、監事監査規程に基づき、監事監査計画を作成し、法人の業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況を監査し、毎会計年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会へ報告している。監事が十分な情報を得た上で監査を行うことができるよう理事長との定期的な打ち合わせを行うほか、内部監査室員を補助者として適切に監事監査を実施できる体制を整備している。令和 7（2025）年度は理事選任機関を 2 回、理事会を 6 回、評議員会を 5 回開催し、監事はすべて出席し、学校法人の業務等の状況に対して意見を述べている。

また、監事は、毎月行われる常勤理事会に可能な限り出席し、理事の業務執行状況の監査を行っている。

6-4. 財務基盤と収支

6-4-① 財務基盤の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

「基本金組入前当年度収支差額」が、約 2 千万円マイナスから約 4 千万円増額の約 2 千万円となり、「純資産構成比率」は 79.9%となり、医歯系法人を除く私立大学を設置している学校法人の平均値（以下「平均値」という。）である 88.4%（令和 6（2024）年度）を下回っているが、今年度は約 80%の水準を確保しており、財政的には安定している。

教育研究目的・目標を持続的かつ安定的に実現するために必要となる運用資産の保有状況を把握する「積立率」は、令和 7（2025）年度においては、平均値である 74.9%を上回る 78.1%となっており、過去 5 年間平均値をいずれの年度も上回る高位安定水準にあり、中長期的な財政支出に対する備えもできている。

収入の増加、業務の効率化、経費の節減等に継続して取り組むとともに、教育研究活動を安定的かつ持続的に実施するために必要な財務基盤の確立に努めていく。今後とも学生を確保して学生生徒等納付金収入の増を図ることで、安定した財務基盤を確立に努めていく。

中長期的な視点では、白山及び新百合ヶ丘校舎の老朽化等施設更新資金の確保を見据えて、引当特定資産への繰り入れできるよう「施設更新引当特定資産」の科目を新設し、計画的な財務運営を推進していく。

6-4-② 収支バランスの確保

「令和 7（2025）年度の入学者数は入学定員 125 人のところ 141 人であり、少子化の中でも入学者は確保できており、入学者確保が本学の経営における収入を支える最大項目と認識している。本学の収容定員に対する充足率は令和 6（2024）年度の 85%から令和 7（2025）年度は 90%へと上昇し、さらに令和 8（2026）年度は 94%となり、100%に向けて推移している。

「経常収支差額比率」は、平均値である 2.7%を下回る 1.3%となっているが、令和 5（2023）年度、令和 6（2024）年度のマイナス 3%台の状態からプラスに転換し、収支バランスの改善が顕著であり、経営の健全化が図られている。

また、「事業活動収支差額比率」は、平均値である 3.3%を若干下回る 2.4%となり、令和 6（2024）年度の基本金組入前当年度収支差額の△2.9%から令和 7（2025）年度は 5.3%増加の 2.4%となり、自己資本の充実につながっている。

人件費率は、令和 7（2025）年度は 55.1%で、平均値 50.9%より高い水準にあるが、本学の教育内容の特殊性・希少性から、教員人件費等がかさみやすい面もあると推察される。しかしながら、人件費は固定費であり収支が悪化した場合にすぐ削減できるものではないので、人件費の水準が過大となり経営を圧迫することのないように、今後も教育と財政の均衡のもと、収支バランスの安定化に取り組む。

なお、貸借対照表関係比率では、令和 7（2025）年度の「総負債比率」は 20.1%、「流動比率」は 271.4%と健全な数値であり、借入金のない安定した運営を行っている。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

令和 3（2021）年 5 月に策定した「日本映画大学中期目標・中期計画」の中に財務内

容の改善に関する目標が掲げられおり、この中期目標・中期計画に沿って各年度の事業計画及び予算を策定しており、財務運営の適正化を図ってきた。

令和 8（2026）年度以降については、第 3 期中期目標・中期計画を着実に進めるとともに、教育研究目的を持続的かつ安定的に実現を図り、財政基盤の安定化に取り組んでいく。

学園が将来に向けて発展していくためには、健全な財務体質の維持と学納金収入の確保が重要である。現在の財政状況については、経常収支差額の黒字を安定的に維持していくため、学生生徒等納付金収入の増、業務の効率化、経費の節減等に継続して取り組むとともに、予算編成においては、「予算編成方針」を常勤理事会において審議・決定し、各部署はこの方針に基づいて予算を作成し、予算執行状況の精査・検証を徹底し、予算編成から予算執行管理を一貫して行うことで、経常収支差額の黒字を安定的に確保し、教育研究活動の遂行に今後も寄与していく。

施設設備の老朽化においては、予算において施設更新資金の確保を見据えて「施設更引当特定資産」を新設し、引当特定資産への繰り入れができるよう運営を進めていく。

6-5. 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本学園における会計処理は、「学校法人会計基準」及び「学校法人神奈川映像学園経理規程」を遵守し、適正に実施されている。予算編成については予算編成方針を 11 月の常勤理事会で決定し、各部署に予算要求を提出させ、精査の上、予算を 3 月に編成している。当初予算は状況の変化により計画を変更することがあるため、学校法人神奈川映像学園経理規程により、予算の修正を必要とするときは、理事会の議決を経て予算の補正を行うことができる。

また、会計処理上の疑問などは、公認会計士や税理士などに問い合わせ、指導・助言を受け、適切な会計処理に努めている。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

令和 6 年度の本法人の会計監査は、私立学校法改正に伴う経過措置により、改正前の寄附行為の規定に基づき監査法人による監査を受けている。また、監事は、担当者からの報告及び決算概要等の聴取により監査を実施しており、法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。会計監査の体制は十分に整備され、厳正に実施されている。

なお、財務情報の公表については、寄附行為第 35 条の規定に基づき、財産目録、貸借

対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書等を備え置き、閲覧に備えており、さらに、本学ウェブサイトでも公表している。

会計監査人の選任については、寄附行為により会計監査人1名を置くこととしており、今後は、寄附行為に基づき、評議員会の決議により選任された会計監査人（監査法人）1名によって、会計監査を実施していく。

[基準6の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

経営の規律と誠実性について、学内規程及び関係法令等を遵守し、使命・目的の実現のための取り組みが着実に進められている。

理事会の機能については、理事の選任、予算、決算などの学園全体の重要事項の審議・決定など私立学校法及び寄附行為に則り適切に機能している。

管理運営については、常務の重要事項の審議・決定を行っている常勤理事会をはじめ、各部門間のコミュニケーションの円滑化により全学的に情報の共有が図られており、連携が適切に行われている。また、監事及び評議員会の機能については、私立学校法及び寄附行為に則りチェック体制として適切に機能している。

財務については、中期目標・中期計画に沿って事業計画及び予算の編成を行い適切な運営を確立している。

会計については、監査法人、監事及び内部監査室の監査により適切な処理が行われている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学園が将来に向けて発展していくためには、健全な財務体質の維持と学納金収入の確保が重要であるが、令和7（2025）年度の入学者数は入学定員を大きく充足したものの収容定員については未充足の状況にある。収入に占める学納金収入の割合が90%に近い依存率となっていることは、少子化や学生募集環境の変化による収入減のリスクを高める要因となっている。

令和7（2025）年度決算においては、施設設備の更新による減価償却費や保守費関係増に加え、近年の物価・賃金の上昇により支出は上昇傾向にあり、最大の比重を占める学生生徒等納付金収入が5,500万円増加したことから、経常収支差額は1,100万円の黒字となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組予定

収容定員が未充足の状況が続くなど経営環境が厳しい中、理事会は、法人の持続的な発展のため、入学者確保に関する情報や経営改善に関する情報等を的確に把握・分析し、使命・目的の達成に向けた意思決定を行っていく。現在の財政状況については、経常収支差額の黒字を安定的に維持していくため、引き続き予算管理を徹底するとともに学生を確保して学生生徒等納付金収入の増を図ることで、安定した財務基盤を確立し、収支バランスの確保に努めていく。

施設設備の更新による減価償却費や保守費関係増に加え、近年の物価・賃金の上昇に

より支出は上昇傾向にある。老朽化施設・設備等については、整備実態の把握及び点検を進め、計画的に対策を実施し長寿命化（修繕・改修）の取り組みを進めていく。

理事会において、老朽化した校舎の建替計画は 2030 年度まで延期し、施設の機能的限界（設備の老朽化）も考慮し、既存建物・施設設備の大規模修繕（長寿命化）を優先的に実施する延命措置により対応する方針「施設設備計画（2026 年度～2030 年度）」を決定し、令和 8（2026）年度は白山校舎の耐震診断及び建物診断を実施する予定である。

施設設備の老朽化においては、白山校舎を優先的な整備対象と位置づけ、施設更新資金の確保を見据えて引当特定資産への繰り入れができるよう令和 8（2026）年度予算において「施設更新引当特定資産」を新設し、学納金改定、支出抑制、資産運用を組み合わせることで、財務運営の安定化を図っていく。

現在の適正な会計処理の維持に加え、会計監査の体制に関しては、引き続き、監査法人、監事及び内部監査室と連携を図ることで、会計監査の体制は適切に機能しているが、改正私立学校法び改正学校法人会計基準を踏まえた適切な体制を整備していく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会との連携

A-1. 大学が保有する人的・知的・物的資源を活用とした社会還元と地域社会と連携した取り組み

A-1-① 大学が保有する人的・知的・物的資源を活用とした社会還元

A-1-② 地域社会と連携した取り組み

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学が保有する人的・知的・物的資源を活用とした社会還元

施設開放と近隣地域との交流

本学白山キャンパスは、旧川崎市立白山小学校の跡地にあることから、川崎市との協定により、体育館とグラウンドを地域住民へ開放している。また、白山キャンパスは、地域の広域避難所に指定され、有事の際には施設提供することになっている。

さらに、「一般社団法人白山まちづくり協議会」と包括連携協定を締結し、開学以来継続的に連携を深めている。概ね 2 か月ごとに定期的に行われている同協議会の定例会には、本学からも関係者が出席して意見交換を行ってきており、連携をより一層確かなものにしていく。令和 7（2025）年度も、夏季にグラウンドを開放して「白山納涼祭」を開催するとともに、令和 7（2025）年 9 月及び令和 8（2026）年 2 月に「地域上映会」を開催するなど、地域との交流を続けている。

学生と地域がつながる新たな取り組みとして、①新入学生に対して地域住民が講師となり「グリーンタウン講話」を実施し、地域の力を学生への教育に取り込んでいる。②また、映画経営のノウハウを学ぶマネジメントコースの一期生が、白山まちづくり協議会の企画段階からの協力を得て、「第 1 回くくりん映画祭」を開催し、地域に学生の力が加わることで、学生の学びと地域をつなぎ、実践の場での学びを進めている。

本学では、川崎市麻生区と「公学協働ネットワーク協定」を締結し、互いの知的資源、人材等を有効に利活用できるネットワーク構築することにより、公学連携の活動を展開し地域社会に貢献している。令和 7（2025）年 8 月に 11 回目となる「こども映画大学～夏休み映画づくり～」を開催した。これまで行政と大学が連携して事業を展開してきたものを発展させ、地元のシネコンである「イオンシネマ新百合ヶ丘（イオンエンターテイメント株式会社）」を加え、産学官が一体となった人材育成・地域連携共催プログラムを実現した。区内の小学生と大学生が協同して映画制作に取り組み、チームワークや創造することの面白さを体験するとともに、制作した映画は、映画館の大スクリーンで参加者の家族、関係者で鑑賞した。映画はつくって終わりではなく、映画館で上映し、人に見せることで完成とするという我々の願いも発信できた。本プログラムは、アクティブ・ラーニングの一環としても活用し、3・4 年教養科目「こども映画教育Ⅰ・Ⅱ」とコラボ

レーションして実施している。

映像文化の振興と公開講座

平成 19 (2007) 年 10 月に開館した川崎市アートセンターは、舞台芸術公演を行う「アルテリオ小劇場」と映画上映館である「アルテリオ映像館」の二つのホールを有する芸術文化施設である。川崎市の施設でありながら、管理運営は公設民営方式で行っており、大学は、川崎市文化財団、昭和音楽大学とともに指定管理グループ（川崎市文化財団グループ）を組成して、管理運營業務を行っている。

本学は、令和 7 (2025) 年 3 月に、指定管理業務の一環として、川崎市アートセンターコラボレーションスペースにおいて「日本映画大学&昭和音楽大学協働講座『映画音楽を語る』」を開催した。今回は、田辺 秋守教授（日本映画大学）とおかもとだいすけ講師（昭和音楽大学）が講師を務め、それぞれの視点から『映像の音楽を語る』について話すもので、講座を公開して、本学の授業を地域住民の方々に実際に体験してもらうとともに、映画の魅力を知るための機会を提供した。

令和 7 (2025) 年度は、川崎市アートセンターの第 5 期指定管理（令和 9 (2027) 年 4 月 1 日から令和 14 (2032) 年 3 月 31 日まで）の指定管理者の公募が行われ、第 4 期に引き続き川崎市文化財団グループは応募して、第 5 期指定管理者に選定された。

学生制作成果物（映画）の一般公開と社会還元

本学は、前身である日本映画学校時代から 30 年近くにわたり、学生が制作した映画を「卒業制作上映会」として、映画館大スクリーンで一般向けに無料公開してきており、大学開学以降は、地元のシネコン「イオンシネマ新百合ヶ丘」の大スクリーンで完成した作品を公開している。卒業制作は、映画はつくることだけでなく、観客に届けてはじめて完成するものであり、芸術文化の発信者として映画・映像文化の普及、社会への還元を行っている。

令和 8 (2026) 年 2 月には、第 12 期生が制作した卒業制作 5 本の披露上映会を実施し、学生や保護者、本学関係者のみならず、多くの地域住民の来場があった。

A-1-② 地域社会と連携した取り組み

しんゆり・芸術のまちづくりへの参画

令和 7 (2025) 年 4 月から 5 月にかけて、川崎市麻生区内、新百合ヶ丘を中心に、16 回目を迎えた「川崎・しんゆり芸術祭」(アルテリッカしんゆり)が開催された。川崎市、関連した団体、地元の大学、企業が実行委員会を組織し、ジャンルを超えた芸術祭典として、市内外で多くの市民に芸術にふれる機会を創出している。川崎市は平成 3 (1991) 年に新百合ヶ丘を芸術文化振興の拠点とする「芸術のまち構想」を発表しており、本学、昭和音楽大学の芸術系の大学が中心的役割を果たしている。

また、本学の履修科目「上映企画ワークショップ」を履修する学生たちが、自分たちでテーマを決め、作品選定からゲスト交渉、広報宣伝までを手掛け、川崎市アートセンター映像館で映画祭「学生企画上映会」を開催している。令和 7 (2025) 年度は 5 月に「宙ぶらりん映画祭」と題して開催した。

平成 7（1995）年から大学の前身である日本映画学校関係者の協力のもと市民ボランティアが中心となり「KAWASAKI しんゆり映画祭」を開催している。令和 7（2025）年度は 31 回目となる映画祭を開催した。市民ボランティアスタッフ中心の映画祭を目指し、現在、多くの市民ボランティアスタッフが運営を支えている。本学は特別後援という立場で、人的協力や機材の貸与などで長年に渡り協力関係を築いている。

平成 22（2010）年に設立され、川崎市から「麻生区芸術・文化のまちづくり」情報発信・推進事業の受託実施を行っている「NPO 法人しんゆり・芸術のまちづくり」の運営に参加して、川崎市麻生区周辺の芸術文化関係施設や人材、団体などと連携することで、積極的に芸術のまちづくりを進めている。

SDGs 推進活動及び地域課題への取り組み

平成 30（2018）年に、地域課題を民間の力で解決するとともに地域の魅力を伸長させて新百合ヶ丘をサステナブルな街にするために 100 以上の地元の企業・団体・本学等が参集し「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」を設立している。本学は幹事会員として参画し、地域課題解決とまちの発展のために様々な活動を展開している。まちの清掃活動や駅周辺の花壇の管理など地域と連携しての環境美化活動や、「しんゆりフェスティバルマルシェ」の開催による地域のにぎわい創出のための活動などに努めている。

川崎市は、これまで様々な課題を市民、事業者などと解決してきた歴史と持続可能な社会の実現に向けた取り組みが国から評価され、令和元（2019）年 7 月に「SDGs 未来都市」に選定された。SDGs 未来都市として持続可能な社会の実現を目指している川崎市は、令和 2（2020）年より市内の企業・団体向けに「かわさき SDGs パートナー」制度を開始し、本学は令和 3（2021）年に「かわさき SDGs パートナー」として団体登録している。

川崎市「映像のまち・かわさき」推進事業への参画

本学と「映像のまち・かわさき」推進フォーラムが川崎市に協力し、川崎市アーカイブ上映会を実施し、また、本学の企画・上映協力によるしんゆり野外シネマ開催なども実施し、川崎市「映像のまち・かわさき」の地域のイベントに協力した。

まちづくりへの地域貢献活動

大学は、平成 30（2019）年に設立された「横浜市営地下鉄 3 号線延伸早期完成期成同盟会」の事務局業務を担い、麻生区のまちづくりに係る団体の中心となって、横浜市営地下鉄 3 号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）の早期完成を実現させる活動を行うと同時に、新百合ヶ丘駅周辺の再開発に対して積極的に提言を行い、まちづくりに寄与している。

[基準 A の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学が保有する人的・知的・物的資源を生かし、施設開放、地域住民との交流、公学

連携した映像を活用した人材育成、地域課題を念頭においた生涯学習、夏休みに小学生と大学生が協同して映画制作を行う「こども映画大学」の実施、学生の学修成果である卒業制作映画作品の一般公開を行っている。

新たな取り組みとして、新入学生に対して地域住民が講師となり「グリーントウン講話」の実施による地域の力を学生への教育への取り込み、②マネジメントコースの学生が白山まちづくり協議会の企画段階からの協力を得て、「第1回くくりん映画祭」を開催し、学生の学びと地域をつなぐ実践の場での学びを進めている。

また、芸術・文化振興のため、川崎市アートセンターの指定管理業務の一端を担うことなども行っており、地域社会に大いに貢献している。

地域社会との取り組みとして、川崎市の施策である「芸術のまちづくり」を推進し、地域の団体や本学と、市民ボランティアと共に協力し、ジャンルを超えた芸術の祭典「川崎・しんゆり芸術祭」に参画し、芸術文化の振興に努めている。

川崎市「映像のまち・かわさき」推進事業に積極的に参画し、本学と「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの川崎市への協力のもと川崎市アーカイブ上映会の実施、本学の企画・上映協力によるしんゆり野外シネマ開催の実施など、川崎市「映像のまち・かわさき」の地域のイベントに協力し、地域の活性化や社会的つながりを深めるよう努めている。

また、「新百合ヶ丘エリアマネジメントコンソーシアム」に参画して地域のさらなる活性化と持続的な課題解決に中心となって取り組む一方、継続的に清掃活動にも参加して芸術と緑豊かな地域の環境美化にも努めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学には教育、研究のミッションがあり、地域連携のために割きうる人的・知的・物的資源は限られているが、様々な組織と連携・分担して取り組むことが有効である。また、地域連携を行うに際して本学における優先度や投入できるヒト・モノ・カネも踏まえて、本学として重視する地域連携の対象や範囲を検討し、地域の事情に応じて柔軟な対応を行うよう努める必要がある。

芸術・文化振興のため、川崎市アートセンターの指定管理業務の一端を担っているが、委託期間の評価が次期契約受託に影響することから、目先の結果が重視される傾向にある。今後も本学による映画・映像に関する知的資源の提供の場として、上映・上演・イベント、情報提供のあり方などについても適宜検討し、地域の活性化や社会的つながりを深めるよう努めていく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

本学が保有する人的・知的・物的資源を活用とした社会還元と地域社会と連携した取り組みを様々な実施してきている。今後とも、SDGsの推進、アクティブ・ラーニングを活用した学生の社会参加を促進し、本学の保有する資源を最大限に活用し広く地域社会に還元するとともに、連携した取り組みにより学生の学びと地域をつなぐ実践の場での学びを通して地域に貢献していく。川崎市アートセンターの指定管理業務については、公共の映画館が提供するサービスは事業収益が見込みにくい面はあるが、現状の課題解決

に向たけ検討を進めるとともに、今後もより良い企画やサービスを提供し、事業を展開していく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 B. 国際交流

B-1. 国際交流の推進

B-1-① 異文化理解と国際交流への対応

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 異文化理解と国際交流への対応

国際交流は、平成 29（2017）年に設置された「国際交流センター」が中心となって活動を行っている。具体的には学生が日本と韓国を相互に往来しながら映画を作成する「日韓学生共同制作プロジェクト」及び北京電影学院の教員・学生が来校し合評会を行う「日中映画交流会」の定期的な実施や東アジア以外の諸国との国際交流として「CILECT」（国際映画テレビ学校連盟）への参加などの交流活動を行っている。

映画教育の国際組織「CILECT」（国際映画テレビ学校連盟）

昭和 29（1954）年にフランス・カンヌで設立された映画教育の国際組織「CILECT」には、平成 7（1995）年より正式に加盟している。世界 65 カ国、185 以上の映画教育機関が加盟するなか、日本では本学のほか 2 校のみ加盟が認められている。映画評論家としても著名な故・佐藤忠男名誉学長が、平成 28（2016）年に「ベスト・ティーチング・アワード」を受賞したほか、令和 5（2023）年度はフランス・トゥールーズで開催された「CILECT」加盟校による学生映画祭に、卒業制作作品の出品と教員を派遣している。令和 6（2024）年度は北京の中国伝媒大学で開催された「CILECT」世界大会に教員 1 名を派遣した。

日韓学生共同制作プロジェクト

平成 24（2012）年に学術交流協定を締結した「韓国国立芸術総合学校」（K-arts）とは、平成 25（2013）年より、日本と韓国の学生が合同で 1 年間かけて映画制作を行うプロジェクト「日韓学生共同制作プロジェクト」を継続している（令和 2（2020）年度～令和 4（2022）年度の 3 年間はコロナ禍のため未実施）。日本と韓国を相互に往来しな

から映画を制作するこのプロジェクトは、令和 7（2025）年度までに 10 作品が完成している。日本と韓国の学生だけでなく、本学の留学生や、1～4 年生のどの学年でも参加の機会を有していることは、「日本映画大学設置認可申請書」基本計画書に掲げる「アジアの国と諸地域に対し、映画力（映画が具備した社会的・政治経済的・環境的なメッセージ力）を介して社会貢献し、相互の交流・連帯を促進」するための貴重な機会となっている。近年の作品のうち、令和 5（2023）年度制作『HalfWay Line』はクアラルンプール（マレーシア）のシーショーツ映画祭、令和 7（2025）年度制作『Dear Hero』は東京国際映画祭にそれぞれ入選を果たし、プロジェクトとして成果を上げている。

その他

令和 7（2025）年度にブリスベン（オーストラリア）のグリフィス大学フィルム・スクールで開催された「映画制作ワークショップ研修」に学生 1 名が選抜され参加した。

〔基準 B の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

海外からの留学生を積極的に受入れ、学内で日本人学生との交流会を定期的に行っている。また、海外の大学との学術交流協定を締結し、教員と学生の交流をはじめ、学生作品の交換上映も行っている。特に、平成 25（2013）年度から実施している「日韓学生共同制作プロジェクト」は、学生が日本と韓国を相互に往来しながら映画を制作する授業であり、映画制作を通じた異文化交流の場としてのみならず、映画制作が世界に開かれていることを身をもって体験する貴重な機会となっている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

新型コロナウイルス以後、学術交流協定を締結していない海外の教育機関からの見学、学術交流や学生交流の依頼が続々と寄せられている。しかしながら、学生の語学力、担当教職員の不足、予算措置等の理由から要請に応えきれない状況となっているため、受入態勢のあり方について検討していく。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

韓国をはじめ、中国、台湾、インドネシア、ロシアとの学術交流を推進してきたところであり、「CILECT」加盟校を含んだ交流の機会を活用することで、教員並びに学生間の交流を図り、教育機関同士の関係性を強化し、作品交流、共同研究、講師派遣、交換留学などへの展開を図っていく。